

十三年春正月。甲申朔庚子。三野縣主。內藏衣縫造二氏。賜姓曰連。丙午。天皇御于東庭。群卿侍之。時召能射人及侏儒。左右舍人等。射之。二月癸巳朔丙子。饗金主山於筑紫。庚辰。遣淨廣肆廣瀨王。小錦中大伴連安麻呂。及判官。錄事。陰陽師。工匠等於畿內。令視占應都之地。是日。遣三野王。小錦下采女臣筑羅等於信濃。令看地形。將都地。三月癸未朔庚寅。吉野人宇閉真弓。貢白海石榴。辛卯。天皇巡行於京師。而定宮室之地。乙巳。金主山歸國。夏四月壬子朔丙辰。徒罪以下皆免之。甲子。祭廣瀨大忌神。龍田風神。辛未。小錦下高向臣麻呂。爲大使。小山下都努臣牛甘。爲小使。遣新羅。閏四月壬午朔丙戌。詔曰。來年九月必閱之。因以教百寮之進止威儀。又詔曰。凡政要者軍事也。是以文武官諸人。務習用兵及乘馬。則馬兵。并當身裝束之物。務具備足。其有馬者。爲騎士。無馬者。爲步卒。並當試練。以勿羈於聚會。若忤詔旨。有不便馬兵。亦裝束有闕者。親王以下。逮于諸臣。並罰之。大山位以下者。可罰之。可杖之。其務習以能得業者。若雖死罪。則減二等。唯恃己才。以故犯者。不在赦例。又詔曰。男女並衣服者。有欄無欄。及結紐長紐。任意服之。其會集之日。著欄衣。而著長紐。唯男子者。有圭冠冠而著括緒。女年四十以上。髮之結不結。及乘馬縱橫。並任意也。別巫祝之類。不在結髮之例。壬辰。三野王等。進信濃國之圖。丁酉。設齋于宮中。因以赦有罪舍人等。乙巳。坐飛鳥寺僧福揚。以下獄。庚戌。僧福揚自刺頸而死。五月辛亥朔甲子。化來百濟僧尼。及俗人。男女并二十三人。皆安置于武藏國。戊寅。三輪引田君難波麻呂。爲大使。桑原

連人足。爲小使。遣高麗。六月辛巳朔甲申。霧之。秋七月庚戌朔癸丑。幸于廣瀨。戊午。祭廣瀨龍田神。壬申。彗星出于西北。長丈餘。冬十月己卯朔。詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下萬姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。是日。守山公。路公。高橋公。三國公。當麻公。茨城公。丹比公。猪名公。坂田公。羽田公。息長公。酒人公。山道公。十三氏。賜姓曰真人。辛巳。遣伊勢王等。定諸國界。是日。縣犬養連手織。爲大使。川原連加尼。爲小使。遣耽羅。壬辰。逮于人定。大地震。舉國男女叫唱。不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓倉屋。寺塔神社。破壞之類。不可勝數。由是。人民及六畜。多死傷之。時伊豫溫泉。沒而不出。土左國田苑五十餘萬頃。沒爲海。古老曰。若是地動。未會有也。是夕。有鳴聲如鼓。聞于東方。有人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也。甲午。諸王卿等賜祿。十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣。阿倍臣。巨勢臣。膳臣。紀臣。波多臣。物部連。平群臣。雀部臣。中臣連。大宅臣。粟田臣。石川臣。櫻井臣。采女臣。田中臣。小獵田臣。穗積臣。山背臣。鴨君。小野臣。川邊臣。櫛井臣。柿本臣。輕部臣。若櫻部臣。高向臣。穴人臣。來目臣。犬上君。上毛野君。角臣。星川臣。多臣。胸方君。車持君。綾君。下道臣。伊賀臣。阿閉臣。林臣。波彌臣。下毛野君。佐味君。道守臣。大野君。坂本臣。池田臣。玉手臣。笠臣。凡五十二氏。賜姓曰朝臣。庚戌。土左國司言。大潮高騰。海水飄蕩。由是。運調船多放失焉。戊辰昏時。七星俱流東北。則隕之。庚午日沒時。

星隕東方。大如盆。逮于戌時。天文悉亂。以星隕如雨。是月。有星孛于中央。與昴星雙而行之。及三月盡。失焉。十二月戊寅朔己卯。大伴連。佐伯連。阿曇連。忌部連。尾張連。倉連。中臣酒人連。土師連。掃目連。境部連。櫻井田部連。伊福部連。巫部連。忍壁連。草壁連。三宅連。兒部連。手織連。丹比連。靱丹比連。漆部連。大湯人連。若湯人連。弓削連。神服部連。額田部連。津守連。縣犬養連。稚犬養連。玉祖連。新田部連。倭文連。倭文。此云三之頭於利。水連。凡海連。山部連。矢集連。狹井連。爪工連。阿刀連。茨田連。田目連。小子部連。菟道連。猪使連。海犬養連。間人連。春米連。美濃連。諸會臣。布留連。五十氏。賜姓曰宿禰。癸未。大唐學生土師宿禰賜。白猪史實然。及百濟役時沒大唐者。猪使連子首。筑紫三宅連得許。傳新羅至。則新羅遣大奈末金物儒。送甥等於筑紫。庚寅。除死刑以下罪人。皆咸赦焉。是年詔。伊賀伊勢美濃尾張四國。自今以後。調年免役。役年免調。倭葛城下郡言。有四足鷄。亦丹波國氷上郡言。有二十二角犢。

十三年（甲申年）の春正月、甲申の朔の庚子の日（十七）、三野縣主、内藏衣縫造の二氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。丙午の日（廿三）、天皇、東の庭に御ます。群卿侍り。時に能射人および侏儒、左右の舍人等を召して射（なり）す。二月、癸巳の朔の丙子の日（廿四）、金主山に筑紫に饗たまふ。庚辰の日（廿八）、淨廣肆廣瀬王、小錦中・大伴連安麻呂、及び判官、録事、陰陽師（おむに）、工匠等を畿内に遣はして、應に都をつくる應地を視占め令せ給ふ。是日、三野王、小錦下・采女臣筑羅等

を信濃に遣して、地形を看せ令む。將に是地に都つくらむと欲す歟。三月、癸未の朔の庚寅の日（八）、吉野の人宇閑直弓、白海石榴を貢る。辛卯の日（九）、天皇、京師を巡行して宮室之地を定め給ふ。乙巳の日（廿三）、金主山等國に歸りぬ。

夏四月、壬子の朔の丙辰の日（五）、徒罪より以下をば皆に免し給ふ。甲子の日（十三）、廣瀬大忌神、龍田風神を祭る。辛未の日（廿）、小錦下・高向臣・麻呂を大使とし、小山下・都努臣牛甘を小使と爲て新羅に遣し給ふ。閏四月、壬午の朔の丙戌の日（五）、詔して曰はく、「來年の九月に必ず閱しなむ」と、因りて以て百寮の進止威儀を教ふ。又詔して曰はく、「凡そ政の要は軍事なり。是を以て文武官の諸人、務めて兵を用ひ馬に乗ることを習へ。則ち馬・兵、并に當身の裝束の物ども、務めて具に備へ足せ。其の馬有らむ者は騎士と爲り、馬無き者は歩卒と爲り、並びに當に試み練へて、以て聚め會ふるに障ること勿れ。若し詔旨に忤ひて、馬・馬に不便あり、亦た裝束・闕くること有らむ者は親王より以下、諸臣に逮ぶまでに、並に罰へしめむ。大山の位より以下の者は、罰ふ可きは之を罰へ、杖つ可きは之を杖たむ。其れ務め習ひて能く業を得たらむ者をば、若し死罪ありと雖も則ち一二等を減さむ。唯し己が才を恃みて、以て故に犯す者は赦例に在らじ」。また詔して曰はく、「男女、並びに衣服は欄有り、欄無し、及び結紐、長紐、任意に服よ。其の會集はらむ日に、欄衣を着て長紐を着けよ。唯し男子は圭有る冠を冠りて、括緒の褌を着よ。女の年四十より以上は、髮の結・結ばず。及び馬に乗る

こと縦横並びに任意なり。別に巫祝の類は結髪之例に在らじ」と。壬辰の日(十二)、三野王等、信濃國の圖を進る。丁酉の日(十六)、宮中に設齋す。因りて以て罪有る舍人等を赦さる。乙巳の日(廿四)、飛鳥寺の僧・福揚を坐ひて以て獄に下せり。庚戌の日(廿九)、僧・福揚、自ら頸を刺して死ぬ。

五月、辛亥の朔の甲子の日(十四)、化。來ける百濟の僧・尼、及び俗人、男・女并せて二十あまり三人皆な武藏國に安置らしむ。戊寅の日(廿八)、三輪引田君難波麻呂を大使と爲、桑原連人足を小使と爲て高麗に遣し給ふ。六月、辛巳の朔の甲申の日(四)、霧之。秋七月、庚戌の朔の癸丑の日(四)、廣瀬に幸す。戊午の日(九)、廣瀬、龍田の神を祭る。壬申の日(廿三)、彗星、西北に出づ。長(廿)一丈餘り。冬十月、己卯の朔の日、詔して曰はく「更に諸氏の族の姓を改めて、八色の姓を作りて以て天下の萬姓を混さむ。一に曰く真人、二に曰く朝臣、三に曰く宿禰、四に曰く忌寸、五に曰く道師、六に曰く名公、坂田公、羽田公、息長公、酒入公、山道公の十あまり三の氏に、姓を賜ひて真人と曰ふ。辛巳の日(三)、伊勢王等を遣して、諸國の界を定めしむ。是日、縣犬養連手綴を大使と爲、川原連・加尼を小使と爲て、耽羅に遣し給ふ。壬辰の日(十四)、人定(十時)に逮びて大地震。國舉りて男女、叫唱不知東西。則ち山崩れ河涌き、諸國の郡の官舎、及び百姓の倉屋、寺塔、神社、破壊れし類ひ勝て數ふ可からず。是に由りて人民および六畜、多に死傷はる。時に伊豫の温泉、没れて出でずなり、土左國の

田・苑、五十萬頃あまり、没れて海と爲れり。古老の曰らく「是の若きの地動ること、未だ曾て有らざることを也」。是夕、鳴る聲あり。鼓の如くして東方に聞ゆ。人有りて曰へらく「伊豆島の西と北との二面、自然に増益こと三百丈あまり。更に一の島を爲せり。則ち鼓の音の如くなりしは、神、是島を造らせる響なりけり」と。甲午の日(十六)、諸王卿等に祿を賜ふ。

十一月、戊申の朔の日、大三輪君、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、物部連、平群臣、雀部臣、中臣連、大宅臣、栗田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小墾田臣、穗積臣、山背臣、鴨君、小野臣、川邊臣、樺井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、穴入臣、來目臣、犬上君、上毛野君、角臣、星川臣、多臣、胸方君、車持君、綾君、下道臣、伊賀臣、阿閉臣、林臣、波瀰臣、下毛野君、佐味君、道守臣、大野君、坂本臣、池田臣、玉手臣、笠臣、凡て五十あまり二氏に姓を賜ひて朝臣と曰ふ。

庚戌の日(三)、土左國司の言さく「大潮高く騰りて海水・飄蕩ふ。是に由りて調を運ぶ船、多に放失せぬ焉。戊辰の日(廿二)の昏時(六時)に、七の星、俱に東北の方に流れて則ち隕ちぬ。庚午の日(廿三)の日没時(八時)に、星、東の方に隕つ。大きな瓮の如し。戌時(八時)に逮りて天文・悉に亂れ、星の隕つること雨の如し。是月、星ありて中央に孛へり。昴星と雙びて行く。月盡に及びて失せぬ焉。

十二月、戊寅の朔の己卯の日(三)、大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人

連、土師連、掃目連、境部連、櫻井田部連、伊福部連、巫部連、忍壁連、草壁連、三宅連、兒部連、手織連、丹比連、靱丹比連、漆部連、大湯入連、若湯入連、弓削連、神服部連、額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖連、新田部連、倭文連(倭文、此をば之頭於利と云ふ)、氷連、凡海連、山部連、矢集連、狹井連、爪工連、阿刀連、茨田連、田目連、小子部連、菟道連、猪使連、海犬養連、間人連、春米連、美濃連、諸會臣、布留連の五十氏に、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。

癸未の日(日六)、大唐の學、生ども、土師宿禰、甥、白猪史、寶然、及び百濟の役の時に、大唐に没められし者、猪使連、子首、筑紫三宅連、得許、新羅より傳はりて至れり。則ち新羅、大奈末、金物儒を遣はして、甥等を筑紫に送れり。庚寅の日(日十三)、死刑(るみ)を除きて以下の罪人を皆な威に赦し給ふ。是年、詔し給はく、「伊賀、伊勢、美濃、尾張の四國は、自今以後、調の年には役を免し、役の年には調を免さむ」と。倭の葛城下郡(今、北葛城郡)より言さく、「四足鶏はべり」。また丹波國の氷上郡より言さく、「十あまり二の角ある犢はべり」。

【第四六講】 淨廣肆・唐瀨王 此の淨廣肆は、下の十四年に制められた爵位であるが、其を上旋らして書かれたのである。徒罪、笞・杖・徒・流・死の五罪の一で、杖より重く、流より軽い刑である。一年より三年に至るまで五等に分けて、其の期間勞役に従はしめ、以て其罪を贖はしむ。音讀して徒罪と云ふ。皆免之 扶桑略記に「十三年(甲申)天皇不豫云々」とある。是に依て斯く罪人を免し給へるのであらう。有レ禰。無レ禰。有禰は禰着之衣(直衣。縫腋の袍)で

文官の服。無禰は腋開之衣(網腋の袍)で武官の服である。有主冠 私記に「今、烏帽子也」とある。括緒禪 裾を緒にて括りて穿く袴。指貫である。定諸國界 十二年の十二月に、諸國の境界を定めしめられた事の續である。車于中央 幸へりの比古呂は、光の轉。光れりと云ふに同じ。昂星 倭名抄に「昂星六星。火神也。須八流」とある。また六連星とも云ふ。伊賀・伊勢・美濃・尾張四國云々 按ずるに、此等の國々の士民は、天皇、始め師を起し給ひし御時、御味方に参りて功ありしこと壬申紀に見ゆ。故に其功に賞でて、此の詔を仰出されし御事と知られる。

十四年春正月丁未朔戊申。百寮拜朝庭。丁卯。更改爵位之號。仍増加階級。明位二階。淨位四階。每階有二大廣。並十二階。以前諸王已上之位。正位四階。直位四階。勤位四階。務位四階。追位四階。進位四階。每階有二大廣。并四十八階。以前諸臣之位。是日。草壁皇子尊。授淨廣壹位。大津皇子。授淨大貳位。高市皇子。授淨廣貳位。川嶋皇子。忍壁皇子。授淨大參位。自此以下。諸王諸臣等。増加階位。各有差。二月丁丑朔庚辰。大唐人。百濟人。高麗人。并百四十七人。賜爵位。三月丙午朔己未。饗金物儒於筑紫。即從筑紫歸之。仍流著新羅人七口。附物儒還之。辛酉。京職大夫直大參巨勢朝臣辛檀努卒。壬申詔。諸國每家。作佛舍。乃置佛像及經。以禮拜供養。是月。灰零於信濃國。草木皆枯焉。夏四月丙子朔己卯。紀伊國司言。牟婁湯泉沒而不出也。丁亥。祭廣瀨龍田神。壬辰。新羅人金山山歸之。庚子。始請僧尼。安居于宮中。五月丙午朔庚戌。射於南門。天皇幸于飛鳥寺。以珍寶奉於佛而禮敬。甲子。直大肆粟田朝臣真人。讓位于父。然勅不聽矣。是日。直大參當麻真人廣麻呂卒。以

是日、草壁皇子尊に、淨の廣・壹の位を授け、大津皇子に淨の大・貳の位を授け、高市皇子に淨の廣・貳の位を授け、川嶋皇子、忍壁皇子に、淨の大・參の位を授け給ふ。此より以下の諸王、諸臣等に爵位を増加たまふこと各差あり。二月、丁丑の朔の庚辰の日(四)、大唐人、百濟人、高麗人、并せて百四十七人に爵位を賜ふ。三月、丙午の朔の己未の日(十四)、金物儒に筑紫に饗たまふ。即ち筑紫より歸りぬ。仍りて流れ著きし新羅の人七口を物儒に附けて還す。辛酉の日(十六)、京職大夫・直大參の位・巨勢朝臣辛檀努卒ぬ。壬申の日(廿七)、詔し給はく、「諸國の家毎に佛舎を作りて、乃ち佛像および經を置きて、以て禮拜供養をせよ(一訓音讀、禮拜供養せよ)」。是月、灰、信濃國に零り、草木、皆に枯れぬ焉。

夏四月、丙子の朔の己卯の日(四)、紀伊國司言さく「牟婁の湯泉、没れて出でずなりぬ」と。丁亥の日(十二)、廣瀬、龍田の神を祭る。壬辰の日(十七)、新羅人金主山、歸りぬ。庚子の日(廿五)、始めて僧尼を請せて、宮の中に安居す(二訓いす)。五月、丙午の朔の庚戌の日(五)、南門に射す。天皇、飛鳥寺に幸して、珍寶を以て佛に奉りて禮敬ひ給ふ。甲子の日(十九)、直大肆の位・粟田朝臣眞人、位を父に讓る、然れども詔して聽されず矣。是日、直大參の位・當麻真人・廣麻呂卒りぬ。壬申の年の功(はり)を以て、直大壹の位を贈ふ。辛未の日(廿六)、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、新羅より至る。乃ち學問僧・觀常、雲觀、從ひて至れり。新羅の王の獻物・馬二疋、犬三頭、鸚鵡二隻、鵲

二隻、及び種々の寶物あり。

六月、乙亥の朔の甲午の日(廿)、大倭連、葛城連、凡川内連、山背連、難波連、紀酒人連、倭漢連、河内漢連、秦連、大隅直書連、并せて十一氏に姓を賜ひて忌寸と曰ふ。秋七月、乙巳の朔の乙丑の日(廿二)、廣瀬、龍田の神を祭る。庚午の日(廿六)、初めて明位より已下進位より已上の朝服の色を定め給ふ。淨位より已上は、並に朱華(朱華、此をば波泥濡と云ふ)を著よ。正位は深紫(深紫、直位は淺紫、勤位は深綠、務位は淺綠、追位は深蒲萄、進位は淺蒲萄。辛未の日(廿七)、詔して曰はく、「東山道の美濃より以東、東海道道の伊勢より以東の諸國の有位人等、並に課役を免さむ」。八月、甲戌の朔の乙酉の日(十二)、天皇、淨土寺に幸す。丙戌の日(十三)、川原寺に幸して、稻を衆僧に施り給ふ。癸巳の日(廿)、耽羅に遣し、使人等還りぬ。九月、甲辰の朔の壬子の日(九)、天皇、舊宮(舊宮、宮)の安殿の庭に宴したまふ。是日、皇太子より以下、忍壁皇子に至るまでに、布を賜ふこと各差あり。甲寅の日(十一)、宮處王、廣瀬王、難波王、竹田王、彌努王を、京および畿内に遣し給ひて、各一人、夫の兵を校へ令む。戊午の日(十五)、直廣肆の位、都努朝臣牛飼を東海の使者とし、直廣肆の位、石川朝臣虫名を東山の使者とし、直廣肆の位、佐味朝臣少麻呂を山陽の使者とし、直廣肆の位、巨勢朝臣粟持を山陰の使者とし、直廣肆の位、路真人迹見を南海の使者とし、直廣肆の位、佐伯宿禰廣足を筑紫の使者とし、各、判官一人、

史一人を率て、國司、郡司、及び百姓の消息を巡見せしめ給ふ。是日に詔して曰はく、「凡そ諸の歌男、歌女、笛吹は、即ち己が子孫に傳へて、歌うたひ笛ふくことを習は令めよ。」
 辛酉の日(十八)、天皇、大安殿に御しまして、王、卿等を殿の前に喚して、以て博戲うた令め給ふ。是日、宮處王、難波王、竹田王、三國真人友足、縣犬養宿禰大侶、大伴宿禰御行、境部宿禰石積、多朝臣品治、采女朝臣竹羅、藤原朝臣大嶋、凡て十人に御衣・袴を賜へり。壬戌の日(十九)、皇太子より以下、及び諸王、卿、并せて四十八人に熊の皮、山羊の皮を賜ふ。各差あり。癸亥の日(廿)、高麗國に遣し、使人等、還りぬ。丁卯の日(廿四)、天皇、體不豫し給ふ爲に、三日の間、經(の)を大官大寺、川原寺、飛鳥寺に誦ましむ。因て稻を以て三の寺に納めしむること、各差あり。庚午の日(廿七)、化來ける高麗人等に祿を賜ふ、各差あり。

冬十月、癸酉の朔、丙子の日(四)、百濟の僧・常輝に三十戸を封し給ふ。是の僧・壽(の)百歳なり。庚辰の日(八)、百濟の僧・法藏、優婆塞・益田金鍾を美濃に遣して、白朮を煎ら令む。因りて以て綿、綿、布を賜ふ。壬午の日(十)、輕部朝臣・足瀬、高田首・新家、荒田尾連・麻呂を信濃に遣して、行宮を造ら令め給ふ。蓋し東間湯に幸さむと擬せる歟。甲申の日(十三)、淨大肆の位・泊瀬王、直廣肆の位・巨勢朝臣馬飼、判官より以下、并せて二十人を以て、畿内の役に任し給ふ。己丑の日(十四)、伊勢王等も亦た東國に向く。因て以て衣・御袴を賜ふ。是月、金剛般若經を宮中に説かしめ給ふ。十一月、癸卯の

朔の甲辰の日(三)、備用の鐵・一萬斤を周芳の總令の所に送す。是日、筑紫の大宰、備用の物、綿一百疋、絲一百斤、布三百端、庸布四百常、鐵一萬斤、箭竹二千連を請す。仍ち筑紫に送下はさる。丙午の日(四)、四方國に詔して曰はく、「大角・小角・鼓・吹・幡旗、及び弩・抛の類は、私の家に存くべからず。咸に郡家に收めよ。」戊申の日(六)、白錦の後苑に幸す。丙寅の日(廿四)、法藏法師、金鍾、白朮の煎を獻る。是日、天皇の爲に招魂つかへまつる。己巳の日(廿七)、新羅より波珍・金智祥、大阿・金健勳を遣はして政を請し、仍りて進調る。
 十二月、壬申の朔、乙亥の日(四)、筑紫に遣はし、防人等、海中に飄蕩ひて皆に衣裳を失へり。則ち防人の衣服の爲に、布四百あまり五十端を以て筑紫に給下はさる。辛巳の日(十)、西の方より發りて地震。丁亥の日(十六)、綿、綿、布を以て、大官大寺の僧等に施り給ふ。庚寅の日(十九)、皇后の命を以て、王、卿等五十あまり五人に、朝服おのく一具を賜へり。

【第四七講】 明位二階 明大一位・明廣一位。明大二位・明廣二位。是れ二階である。淨位四階 淨大一位・淨廣一位。淨大二位・淨廣二位。淨大三位・淨廣三位。淨大四位・淨廣四位。是れ四階である。以下皆是に倣つて知るべきである。友零に於信濃國 淺間山、又は燒岳などの噴火したのであらう。安居 第四四五講に出づ。朱華 萬葉集、卷十二に「唐棣花色の移ろひ安き情あれば云々」とあり。唐棣花は爾雅に「陸機云。郁李也。一名雀梅。其花或白。或赤。六月中熟。大如李子。可食。」とある。此處は其の朱色を云ふ。さて此時は朱華を紫の上に置かれたが、後の令制には反對になつた。

蒲菊 衣服令義解に、蒲菊者。紫色之尤淺者也。」とある。俗には音讀して蒲菊色と云ふ。東山道美濃以東云々。通釋に、『是等の諸國に限りて、課役を免し給ふ意知り難し。』とある通り明かでないが、今按ずるに、次の持統紀にも、『天皇、難を東の國に避け給ひ、旅を鞠ひ衆を會へて遂に謀を定む。』とある如く、過ぎし壬申役には、東山道美濃以東、並びに東海道伊勢以東の諸士、多く御味方に馳參じて忠勤を勵んだ事であるから、其等の功勞者には既に其々れ位をも授け給ひし御事と知られる。されば今、其等の有位人等に對して、更に課役を免し給へるので有らう。なほ前年(四四)の最終の詔をも併せ考ふべきである。歌男、歌女、笛吹者。四年二月紀に「能歌男女」とあるのは所謂素人の嗜好者であるが、茲なるは世襲の業としたる雅樂の家々の歌男歌女等を云ふ。通釋に「此頃既に唐樂盛にして、我國の古風の歌儻は漸く衰へたる故なるべし。」とある。博戲 令義解に、「博戲者。雙六・樗蒲之屬。」とある。優婆塞 出家せずして佛門に入りたる男子を優婆塞(信士と譯す)と云ひ、女子を優婆夷(信女)と云ふ。共に梵語である。令煎白朮 白朮は藥草である。倭名鈔に「朮、平介良。」萬葉十四には字家良と詠んである。本草綱目に、「朮、氣味甘溫。無毒。主治風寒濕痺・死肌瘰癧。止汗除熱。消食。作煎餅久服、輕身延年不饑。」と見え、圖經に、「屬取生朮。去土。水浸再三。煎如飴糖。酒調飲之更善。」とある。即ち御藥の料に、白朮を煎じて飴糖の如く練らしめ給へるのである。東間温泉 和名抄「信濃國筑摩郡(豆加萬)」。今、同郡の松本市外に、淺間温泉、山邊温泉などがある。但し行宮と覺しき蹟は無い。箭竹 倭名抄(調度部)に「笑。其體曰箭。夜加良。」箭幹の義である。武烈紀の歌に見える。大角 大角は螺角、即ち今謂ふ法螺の貝である。さて波羅(法螺)の語原は、吹くに鳴る音を以て名とす。小角 管の義、即ち笛(軍)で、大角も小角も共に征戰具である。白朮煎 訓は白朮之練の義である。是日爲天皇招魂之 是日云々は、法藏と金鐘との兩人が、白朮煎を獻

れる日に、偶然に搗合つて招魂の祈が行はれたので、白朮煎と招魂とは更に相關らざる文である。然るに重胤氏が、「白朮煎は此日の招魂の禁厭の料に爲たのである。」と云へるのは謬見である。さて招魂は、御魂を振興して、威勢を齊け促すを云ふ。即ち鎮魂祭(臨時祭式に、鎮魂祭を大御靈振と訓めり)に同じ。鎮魂の文字は、令義解に、「難遊の運魂を招き、身體の中府に鎮む。故に鎮魂と云ふ。」とある。尙ほ此祭に猿女君氏の預れる由は、神代紀第八七講に註した。

朱鳥元年春正月壬寅朔癸卯。御大極殿。而賜宴於諸王卿。是日詔曰。朕問王卿。以無端事。仍對言得實。必有賜。於是高市皇子。被問以實對。賜紫措御衣三具。錦袴二具。并絁二十疋。絲五十斤。綿百斤。布一百端。伊勢王亦得實。即賜皂御衣三具。紫袴二具。絁七疋。絲二十斤。絲四十屯。布四十端。是日。攝津國人百濟新興。獻白瑪瑙。庚戌。請三綱律師。及大官大寺知事佐官。并九僧。以俗供養之。仍施絁絲布。各有差。辛亥。諸王卿。各賜袍袴一具。甲寅。召諸才人博士。陰陽師。醫師者。并廿餘人。賜食及祿。乙卯酉時。難波大藏省失火。宮室悉焚。或曰。阿斗連藥家失火之。引及宮室。唯兵庫職不焚焉。丁巳。天皇御於大安殿。喚諸王卿。賜宴。因以賜絁絲布。各有差。是日。問群臣。以無端事。則當時得實。重給綿絁。戊午。宴後宮。己未。朝廷大舖。是日。御窟殿前。而倡優等。賜祿有差。亦歌人等。賜袍袴。庚申地震。是月。爲饗新羅金智祥。遣淨廣肆川內王。直廣參大伴宿禰麻呂。直大肆藤原朝臣大嶋。直廣肆堺部宿禰魚。直廣肆穗積朝臣虫麻呂等。于筑紫。二月辛未朔甲戌。御大安殿。侍臣六人授勤位。乙亥。勅選諸國司有功者九人。授勤位。三月辛丑朔丙午。大辨

官直大參羽田真人八國病。爲之度僧三人。庚戌雪之。乙丑。羽田真人八國卒。以壬申年之功。贈直大壹位。夏四月庚午朔丁丑。侍醫桑原村主訶都。授直廣肆。因以賜姓曰連。壬午。爲饗新羅客等。運川原寺伎樂於筑紫。仍以皇后宮之私稻五千束。納于川原寺。戊子。新羅進調。從筑紫。貢上細馬一疋。騾一頭。犬二狗。鍍金器。及金銀。霞錦。綾羅。虎豹皮。及藥物之類。并百餘種。亦智祥健勳等別獻物。金銀。霞錦。綾羅。金器。屏風。鞍皮。絹布。藥物之類。各六十餘種。別獻皇后皇太子及諸王等之物。各有數。丙申。遣多紀皇女。山背姬王。石川夫人於伊勢神宮。五月庚子朔戊申。多紀皇女等。至自伊勢。是日。侍醫百濟人億仁。病之臨死。則授勳大壹位。仍封一百戶。癸丑勅之。大官大寺封七百戶。乃納稅三十萬束。丙辰。官人等增加爵位。癸亥。天皇體不安。因以於川原寺。說藥師經。〔請僧尼〕安居于宮中。戊辰。饗金智祥等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫退之。是月。勅遣左右大舍人等。掃清諸寺堂塔。則大赦天下。囚獄已空。六月己巳朔。槻木村主勝麻呂。賜姓曰連。仍加勳大壹位。封二十戶。庚午。工匠。陰陽師。侍醫。大唐學生。及一二官人。并三十四人。授爵位。乙亥。選諸司人等有功二十八人。增加爵位。戊寅。卜天皇病。祟草薙劔。即日。送置于尾張國熱田社。庚辰。遣伊勢王。及官人等於飛鳥寺。勅衆僧曰。近者朕身不和。願賴三寶之威靈。以身體欲得安和。是以僧正僧都及衆僧。應誓願。則奉珍寶於三寶。是日。三綱律師。及四寺和上。知事。并現有師位僧等。施御衣御被各一具。丁亥。勅遣百官人等於川原寺。爲燃燈供養。仍大齋之悔過也。丙

申。法忍僧。義照僧。爲養老。各封三十戶。庚寅。名張厨司災之。秋七月己亥朔庚子。更勅男夫著脛裳。婦女垂髮于背。猶如故。是日。僧正僧都等。參赴宮中。而悔過矣。辛丑。詔諸國大解除。壬寅。半減天下之調。仍悉免徭役。癸卯。奉幣於居紀伊國國懸神。飛鳥四社。住吉大神。丙午。請一百僧。讀金光明經於宮中。戊申。雷光南方。而一大鳴。則天災於民部省藏庸舍屋。或曰。忍壁皇子宮失火。延燒民部省。癸丑勅曰。天下之事。不問大小。悉啓于皇后及皇太子。是日大赦之。甲寅。祭廣瀨龍田神。丁巳詔曰。天下百姓。由貧乏。而貸稻及貨財者。乙酉年十二月三十日以前。不問公私。皆免原。戊午。改元曰朱鳥元年。朱鳥。此云。阿訶美善利。仍名宮。曰飛鳥淨御原宮。丙寅。選淨行者七十人。以出家。乃設齋於宮中御窟院。是月。諸王臣等。爲天皇造觀音像。則說觀世音經於大官大寺。八月己巳朔。爲天皇度八十僧。庚午。度僧尼并一百。因以坐百菩薩於宮中。讀觀世音經二百卷。丁丑。爲天皇體不豫。祈于神祇。辛巳。遣秦忌寸石勝。奉幣於土左大神。是日。皇太子。大津皇子。高市皇子。各加封四百戶。川島皇子。忍壁皇子。各加三百戶。癸未。芝基皇子。磯城皇子。各加二百戶。己丑。檢限寺。輕寺。大窪寺。各封三百戶。限三十年。辛卯。巨勢寺封二百戶。九月戊戌朔辛丑。親王以下逮于諸臣。悉集川原寺。爲天皇病。誓願云々。丙午。天皇病遂不差。崩于正宮。戊申。始發哭。則起殯宮於南庭。辛酉。殯于南庭。即發哀。當是時。大津皇子。謀反於皇太子。甲子平旦。諸僧尼發哭於殯庭。乃退之。是日。肇准奠即誅之。第一大海宿禰菰蒲。誅壬生事。次淨大肆伊勢王。誅諸王事。次直大

參縣犬養宿禰大伴。總誅三宮內事。次淨廣肆河內王。誅三左右大舍人事。次直大參當摩真人國見。誅三左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅。誅三內命婦事。次直廣肆紀朝臣真人。誅三膳職事。乙丑。諸僧尼亦發哭於殯庭。是日。直大參布勢朝臣御主人。誅三太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂。誅三法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂。誅三理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂。誅三大藏事。次直大肆藤原朝臣大嶋。誅三兵政官事。丙寅。僧尼亦發哀。是日。直廣肆阿倍久努朝臣麻呂。誅三刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張。誅三民官事。次直廣肆穗積朝臣虫麻呂。誅三諸國司事。次大隅阿多隼人。及倭河內馬飼部造。各誅之。丁卯。僧尼發哀之。是日。百濟王良虞。代三百濟王善光而誅之。次國々造等。隨三參赴。各誅之。仍奏二種々歌舞。

正 朱鳥の元年(丙戌年)の春正月、壬寅の朔の癸卯の日(三)、大極殿に御しまして、宴を諸王卿に賜ふ。是日、詔して曰はく、「朕、諸王卿に問ふに無端事を以てせむ。仍りて對へ言すに誠を得たらむには、必ず賜あらむ」と。於是、高市皇子、問はれ給ふに實を以て對へまし、かは、秦摺の御衣。三具、錦の袴。二具、并に綿。二十疋、絲。五十斤、綿。百斤、布。一百端を賜ふ。伊勢王も亦た實を得たり。即ち皂の御衣。三具、紫の袴。二具、綿。七疋、絲。二十斤、綿。四十屯、布。四十端を賜へり。是日、攝津國の人。百濟新興、白瑠瑠を獻る。

庚戌の日(九)、三綱(三)律師(三)及び大官大寺の知事(三)佐官(三)并せて九の僧を請せて、俗の供養を以て養き。仍りて綿、綿。布を施り給ふこと各差あり。辛亥の日(十)、諸王卿に各袍袴。一具を賜

ふ。甲寅の日(十三)、諸才人、博士、陰陽師、醫師者、并せて二十餘人を召して、食および祿を賜ふ。

乙卯の日(十四)の酉時(六時)に、難波の大藏省に失火て、宮室悉に焚けたり。或曰へらく、「阿斗連・藥が家の失火の引りて宮室に及べり」と。唯だ兵庫職は焚けず焉。丁巳の日(十六)、天皇、大安殿に御しまして、諸王卿を喚して宴を賜ふ。因りて以て、綿、綿。布を賜ふこと各差あり。是日、群臣に問はせ給ふに無端事を以てし給ふ。則ち當時に實を得たるには、重ねて綿、綿。布を給へり。戊午の日(十七)後、宮に宴し給ふ。己未の日(十八)、朝廷に大に餽す。是日、御窟殿の前に御しまして、倡優等に祿を賜ふこと各差あり。亦た歌人等に袍袴を賜へり。庚申の日(十九)、地震。是月、新羅の金智祥に、饗たまはむ爲に、淨廣肆の位。川内王、直廣參の位。大伴宿禰安麻呂、直大肆の位。藤原朝臣大嶋、直廣肆の位。堺部宿禰鱒魚、直廣肆の位。穗積朝臣蟲麻呂等を筑紫に遣はし給ふ。

二月、辛未の朔の甲戌の日(四)、大安殿に御しまして、侍臣六人に勤の位を授け給ふ。乙亥の日(五)勅して諸國の司の功ある者九人を選びて、勤の位を授け給ふ。三月、辛丑の朔の丙午の日(六)大辨官。直大參の位。羽田真人八國病す。之が爲に僧三人を度せしむ。庚戌の日(十)雪ふる。乙丑の日(廿五)、羽田真人八國卒ぬ。壬申年の功を以て、直大壹の位を贈ふ。

夏四月、庚午の朔の丁丑の日(八)、侍醫。桑原村主。訶都に、直廣肆の位を授け給ふ。因て以て姓を賜ひて連と曰ふ。壬午の日(十三)、新羅の客等に饗たまはむ爲に、川原寺の伎樂を筑紫に連

べり。仍て皇后宮の私の稻・五千束を以て川原寺に納む。戊子の日(十九)新羅の進調を以て筑紫より貢上る。細馬一疋、騾一頭、犬二狗、鍍金器及び金・銀、霞・錦・綾・羅、虎・豹の皮、及び藥物の類、并せて百餘種。亦た智祥、健勳等が別に獻れる物、金・銀、霞・錦・綾・羅、金器、屏風、鞍皮、絹布、藥物の類、各六十餘種、別た皇后・皇太子、及び諸の親王等に獻れる物、各數あり。丙申の日(廿七)多紀皇女、山背姬王、石川夫人を伊勢神宮に遣はし給ふ。五月の庚子の朔の戊申の日(九)多紀皇女等、伊勢より至りぬ。是日、侍醫・百濟人億仁、病して臨死。則ち勤大壹の位を授げ、仍て一百戸を封す。癸丑の日(十四)勅して大官大寺に七百戸を封す。乃ち税三十萬束を納む。丙辰の日(十七)官人等に爵位を増加たまふ。癸亥の日(廿四)天皇、體不安。因りて以て川原寺に於て藥師經を説かしめ、(僧尼を請せて)宮の中に安居(いんこ)す。戊辰の日(廿九)金智祥等に筑紫に饗たまはり、祿を賜ふこと各差あり。即ち筑紫より退りぬ。是月、左右の大合人等を遣て、諸寺の堂塔を掃清め遣め、則ち天下に大赦し給ふ。囚獄、已に空し。六月、己巳の日の朔、槻下村主・勝麻呂に、姓を賜ひて連と曰ふ。仍りて勤大壹の位を加へ、二十戸を封す。庚午の日(三)工匠・陰陽師(うらひ)、侍醫、大唐の學生、及び一二の官人、并せて三十四人に、爵位を授け給ふ。乙亥の日(七)諸の司人等の功あるもの二十餘り八人を選びて、爵位を増加たまふ。

戊寅の日(十)天皇の病をとなふに、草薙劍に祟れり。即日、尾張國の熱田社に送置まつる。庚辰の日(十二)霧す。甲申の日(十六)伊勢王、及び官人等を飛鳥寺に遣はして、衆僧に勅して曰く、「近者、朕が身不和。願くは三寶の威靈に頼りて、以て身體、安和なることを得まく欲ふ。是以て僧正、僧都、及び衆僧、應に誓願ふ應し」と、則ち珍らしき寶を三寶に奉り給ふ。是日、三綱・律師、及び四の寺の和上・知事、并に現・師位を有てる僧等に、御衣・御被、おの／＼一具を施り給へり。丁亥の日(十九)勅して百官人等を川原寺に遣はし給ひ、燃燈供養(ねんとう)を爲さしむ。仍りて大に齋みて悔過す。丙申の日(廿八)法忍僧、義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)名張の厨司に災之。

秋七月、己亥の朔の庚子の日(三)更に勅し給はく、「男夫は脛裳を著け、婦女は垂髮于背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(四)諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)天下の調を半減し、仍ほ悉に徭役(えんぎ)を免し給ふ。癸卯の日(五)紀伊國に居す國懸神、飛鳥の四社、住吉大神たちに奉幣る。丙午の日(八)一百の僧を請せて、金光明經を宮中に讀ましむ。戊申の日(十)雷、南の方に光りて一たび大に鳴り、則ち民部省の廂を藏むる舍屋に天災り。或は曰ふ、忍壁皇子宮の失火、延りて民部省を焼けりと。癸丑の日(十五)勅して曰はく、「天下の事、大きなる小さを問はず、悉に皇后および皇太子に啓せ」と。是日、大

赦し給ふ。甲寅の日(十六)、廣瀬・龍田の神を祭る。丁巳の日(十九)、詔して曰はく「天下の百姓の貧乏に由りて、稻および貨財を貸せる者は、乙酉年(年)の十二月の三十日より以前は、公・私を問はずして皆な免原」とのたまふ。

戊午の日(廿)、元を改めて朱鳥元年(朱鳥、此をば阿訶美菩利と云ふ)と曰ふ。仍りて宮を名けて飛鳥淨見原宮と曰す。丙寅の日(廿八)、淨行者七十人を選びて以て出家せしむ。乃ち宮中の御窟院に設齋す。是月、諸王・臣等、天皇の爲に觀音の像を造りて、則ち觀世音經を大官大寺に説かしむ。

八月、己巳の朔の日、天皇の爲に八十の僧を度す。庚午の日(三)、僧尼、并せて二百を度す。因て以て百はしらの菩薩(三)を宮中に坐して、觀音經二百卷を讀ましむ。丁丑の日(九)、天皇の體不豫の爲に、神祇に祈りまつる。辛巳の日(十三)、秦忌寸・石勝を遣して、土左大神に奉幣る。是日、皇太子、大津皇子、高市皇子に、おのく封四百戸を加たまひ、川島皇子、忍壁皇子には各百戸を加たまふ。

癸未の日(十五)、芝基皇子、磯城皇子に各二百戸を加たまふ。己丑の日(廿一)、檜隈寺、輕寺、大窪寺に各百戸を封し、三十年を限り給ふ。辛卯の日(廿三)、巨勢寺に二百戸を封し給ふ。

九月、戊戌の朔の辛丑の日(四)、親王以下、諸臣に逮るまでに、悉に川原寺に集ひて、天皇の病の爲に誓願ふ云々。丙午の日(九)、天皇の病、遂に差を給はずして、正宮に崩ましぬ。戊申の日(十一)、始めて發哭。則ち殯宮を南の庭に起つ。辛酉の日(廿四)、南庭に殯して即ち發

哀。是時に當りて大津皇子、皇太子謀反る。

甲子の日(廿七)の平旦、諸僧尼、殯庭に發哭たてまつりて乃ち退之。是日、肇めて奠進り、即ち誅あげ奉る。第一に大海宿禰・菟浦、壬生の事を誅ます。次に淨大肆の位・伊勢王、諸王の事を誅ます。次に直大參の位・縣犬養宿禰・大伴、總て宮内の事を誅ます。次に淨廣肆の位・河内王、左右の大舍人の事を誅ます。次に直大參の位・當麻真人國見、左右の兵衛の事を誅ます。次に直大肆の位・采女朝臣筑羅、内命婦の事を誅ます。次に直廣肆の位・紀朝臣真人、膳職の事を誅ます。

乙丑の日(廿八)、諸僧尼、また殯庭に發哭たてまつる。是日、直大參の位・布勢朝臣御主人、太政官の事を誅ます。次に直廣參の位・石上朝臣麻呂、法官の事を誅ます。次に直大肆の位・大輪朝臣・高市麻呂、理官の事を誅ます。次に直廣參の位・大伴宿禰安麻呂、大藏の事を誅ます。次に直大肆の位・藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誅ます。

丙寅の日(廿九)、僧尼、また發衰たてまつる。是日、直廣肆の位・阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誅ます。次に直廣肆の位・紀朝臣弓張、民官の事を誅ます。次に直廣肆の位・穗積朝臣蟲麻呂、諸國の司の事を誅ます。次に大隅・阿多隼人、及び倭・河内の馬飼部、造、おのく誅ます。丁卯の日(卅)、僧尼、發衰之。是日、百濟王・良賈、百濟王・善光に代りて誅ます。次に國々の造等、

參赴るに隨ひて、各、誄まをす。仍りて種々の歌舞を奏る。

【第四八講】朱鳥元年 此の年號の事は、下文の七月の條に見える。無端事 釋紀に、「兼方按ずるに今世の謎々歎。」とあるが、一説に「後世所謂る頓智問答ならむ。」と云へる説の方が至當であらう。藥措御衣 萬葉七に、「住吉の遠里小里の眞藥もて摺れる衣の盛り過ぎ去く」などあり。藥は萩である。皂御衣 栗色染である。三綱 僧正、僧都、小僧都を云ふ。宮室悉焚 第四四五講の欲都難波の條を参照すべし。歌人 職員令に「雅樂寮・歌師四人。掌教歌人。歌人三十人。」とある。御窟殿 通證に、「蓋天石窟之遺象。」とある。伎樂 訓は吳の舞樂の器物である。官人等増加爵位 流布本に、官人を官人(女官也)に誤る。今、江家古本、卜部本、黒羽本等に據て正した。因に云、女叙位は、持統紀五年を以て始とす。三寶之威受 流布本に、災を以に誤る。江本に據て訂した。正字通に、災は靈の俗字也とある。四寺 按ずるに大官大寺、飛鳥寺、川原寺の三寺は確實であるが、餘の一寺は不明である。和上 和尚と同じ。悔過 懺悔するを云ふ。名張厨司 伊賀國名張の厨司(御贄を奉る所)である。國懸神 紀伊國海草郡宮村 官幣 國懸神宮。飛鳥四社 延喜式に「大和國高市郡・飛鳥坐神社・四坐。」とある。此社、上古には同郡の神奈備山に在つた事が日本紀略に見える。住吉大神 大阪市 官幣 住吉神社。改元曰朱鳥元年 改元の理由は此紀には洩れてゐるが、扶桑略記に、「白鳳十五年(丙)大和國進赤雉。仍七月改爲朱鳥元年。」とある。水鏡、吾妻鏡、皇年代記等に記せるも皆之に同じ。崩于正宮 大日本史に「本書享年闕。一代要記。皇胤紹運錄、並曰壽六十五。」とある。大津皇子謀反 此事は持統紀に出づ。平旦 午前四時・五時である。誄壬生事 壬生部(第二六八)を代表して誄詞を奉讀したのである。誄諸王事 伊勢王が、諸王を代

表して誄を奏したのである。以下皆同じ。百濟王良虞 善光の子で、續紀に、「天平九年七月。散位從四位下・百濟王良虞卒。」とある。百濟王善光 百濟義慈王の子で、兄を豐璋と云ふ。既に天智紀三年に出づ。

日本書紀 卷第二十九 終

日本書紀 卷第三十

高天原廣野姬天皇 持統天皇

高天原廣野姬天皇。少名鷓野讚良皇女。天命開別天皇第二女也。母曰遠智娘。更名美野津子娘也。天皇深沈有大度。天豐財重日足姬天皇三年。適天淳中原瀛真人天皇。爲妃。雖帝王女。而好禮節儉。有母儀德。天命開別天皇元年。生草壁皇子尊於大津宮。十年十月。從沙門天淳中原瀛真人天皇。入於吉野。避三朝猜忌。語在天命開別天皇紀。天淳中原瀛真人天皇元年夏六月。從天淳中原瀛真人天皇。避三難東國。鞠旅會衆。遂與定謀。廼命分敢死者數萬。置諸要害之地。秋七月。美濃軍將等。與大倭榮豪。共誅大友皇子。傳首詣不破宮。二年立爲皇后。皇后從始迄今。佐天皇定天下。每於侍執之際。輒言及政事。多所毗補。朱鳥元年九月戊戌朔丙午。天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝稱制。冬十月戊辰朔己巳。皇子大津。謀反發覺。逮捕皇子大津。并捕下爲皇子大津所誣誤。直廣肆八口朝臣音檣。小山下壹伎連博德。與大舍人中臣朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。新羅沙門行心。及帳內礪杵道作等。三十餘人。庚午。賜死皇子大津於譯語田舍。時年二十四。妃皇女山邊。被髮徒跣。奔赴殉焉。見者皆歔歔。皇子大津。天

淳中原瀛真人天皇第三子也。容止墻岸。音辭俊朗。爲天命開別天皇所愛。及長辨有才學。尤愛二文筆。詩賦之興。自大津始也。丙申詔曰。皇子大津謀反。誣誤吏民帳內不得已。今皇子大津已滅。從者。當坐皇子大津者。皆赦之。但礪杵道作。流伊豆。又詔曰。新羅沙門行心。與皇子大津謀反。朕不忍加法。徒飛驒國伽藍。十一月丁酉朔壬子。奉伊勢神祠。皇女大來。還至京師。癸丑地震。十二月丁卯朔乙酉。奉爲天淳中原瀛真人天皇。設無遮大會於五寺。大官。飛鳥。川原。小墾田豐浦。坂田。壬辰。賜京師孤獨高年布帛。各有差。閏十二月。筑紫大宰獻三韓國高麗百濟新羅百姓男女。并僧尼六十二人。是歲。蛇犬相交。俄而俱死。

高天原廣野姬天皇 皇は、少名は鷓野讚良皇女とまをす。天命開別天皇(天)の第一に當り給ふ女也。母を遠智娘(更名は美野津子娘也)と曰す。天皇、深沈にして大度有せり。天豐財重日足姬天皇(齊)の三年に、天淳中原瀛真人天皇(武)に適ひて妃と爲り給ふ。帝王の女に坐すと雖も、禮を好みて節儉(おし)給ひ、母儀たる徳有ましき。天命開別天皇の元年に、草壁皇子尊を大津宮に生みます。十年の十月、沙門・天淳中原瀛真人天皇に從ひて吉野に入りて、朝の猜忌を避り給ふ。語は天命開別天皇の紀に在り。天淳中原瀛真人天皇の元年の夏六月に、天淳中原瀛真人天皇に從ひて、難を東の國に避り給ひ、旅を鞠ひ衆を會へて、遂に與に謀を定め、廼ち命せて敢死者・數萬を分りて、諸の要害之地に置き給ふ。秋七月、美濃の軍將等、大倭の榮豪と共に大友

皇子を誅して、首を傳へて不破宮に詣でぬ。二年に立ちて皇后と爲り給ふ。皇后、始より今に至る迄に、天皇を佐けて天下を定め、毎に侍執り給ふ際にも、輒ち言ふこと政事に及びて、眈け補ひ給ふところ多にましき。

朱鳥の元年の九月の戊辰の朔の丙午の日(九)、天津中原瀛真人天皇崩り給ひ、皇后、臨朝稱制。冬十月の戊辰の朔の己巳の日(三)、皇子大津、謀反とすること發覺れぬ。皇子大津を捕るに逮びて、并せて皇子大津の爲に誣誤れたる、直廣肆の位・八口朝臣音櫃、小山下・壹伎連博徳と、大舍人・中臣朝臣臣麻呂、巨勢朝臣多益須、新羅の沙門・行心、及び帳内・礪杵道作等、三十餘人を捕へぬ。庚午の日(三)、皇子大津を譯語田の舎に賜死。時に年二十四。妃・皇女山邊、髪を被し、徒跣にして奔赴(ゆき)きて、殉ませり。見る者皆な歎歎ぬ。皇子大津は天津中原瀛真人天皇の第三に當り給ふ子也。容止・端岸しくて、音辭・俊朗なり。天命開別天、皇に所愛たてまつり給ふ。長に及びて、辨しく才學有まし、尤・文筆を愛み給へり。詩賦(うた)の興は、大津より始まれり。

丙申の日(廿九)、詔して曰はく「皇子大津の謀反けむとするに誣誤れたる吏・民、帳内は已む事を得ず。今、皇子大津、已に滅びぬ。從者、常に皇子大津に坐りし者をば皆之を赦すべし。但だ礪杵道作は伊豆に流せ」と。又詔して曰はく「新羅の沙門行心は、皇子大津の謀反けむとするに與せれども、朕、加法に忍びず」とのたまひて、飛驒國の伽藍に徒し給ふ。

十一月、丁酉の朔の壬子の日(十六)、伊勢神祠に奉まつりし皇女・大來、還りて京師に至る。癸丑の日(十七)、地震。十二月、丁卯の朔の乙酉の日(十九)、天津中原瀛真人天皇の奉爲に、無遮大會を五寺・大官、飛鳥、川原、小墾田の豊浦、坂田に設け給ふ。壬辰の日(廿六)、京都の、孤獨(ひとりびと)、高年に布帛を賜ふこと各差あり。閏十二月に、筑紫大宰より三韓國・高麗、百濟、新羅の百姓の男・女、并に僧尼・六十あまり二人を獻る。是歳、蛇と犬と相交。俄かにして俱に死けり。

【第四九講】 高天原廣野姬天皇 御名義は、總て彌廣く大きやかなる意の美稱である。持統 説文に、持握也。統紀也。とある。鷦野讚良皇女 此の御名は、河内國更荒郡、鷦野邑(此の地名は欽明紀廿三年の條に出づ。天皇の御母・遠智娘の父、蘇我石川麻呂の食邑なり。)に縁れる御名である。此の邑で生れ給へるのであらう。大津宮 齊明紀七年三月の條に、「娜大津(筑前國博多)」とある、其處にて草壁皇子を生ませ給へるならむと云ふ。適命分三敢死者數萬、流布本に、命分を顛倒せり。今、卜部本に據る。大倭樂壬申紀(四三)に出づ。謀反發覺 懷風藻に、「河島皇子。始與大津皇子。爲莫逆之契。及津謀逆。島則告變。」とある。即ち謀反を摘發し給ひしは河島皇子である。譯語田 第三七五講に出づ。賜死 懷風藻に、「時有新羅僧行心。解天文卜筮。語皇子曰。太子骨法。不是人臣之相。以此久在下位。恐不全身。因進逆謀。迷此誣誤。遂圖不軌。嗚呼惜哉。臨終一絶。金烏臨西舍。鼓聲催短命。泉路無貧主。此夕誰家向。」とあり。また萬葉三に、「大津皇子被死之時。磐余池波流涕御作歌。百傳ふ磐余池に鳴く鳴を今日のみ見てや雲隠りなむ。」とある。詩賦之興。自大津始通釋に「懷風藻に據るに、詩賦の興は大友皇子を以て始と申すべきなれど、皇子は半途にして早く神去り給ひ、大津皇子こ

れに繼ぎて、盛に其事を興し給ひしかば、其の盛なるに就きて、「自_レ大津始」と記しなるべし。」とある。新羅沙門行心謀反を挑唆し奉れる密僧である(前々條に見ゆ)、皇女大來、天武紀に、「天皇、太田皇女を納て、大來皇女と大津皇子とを生む」とある。さて萬葉集(二卷)に據ると、始め大津皇子が不軌を企て給ひし時、大廟に祈願せむが爲め、竊かに伊勢へ赴いて、神宮に在す姉君(大來皇女)を訪はせられた事が見えるが、此時御兩人の間には、既に謀反への默契ありしもの如く、夜陰に紛れて大和へ歸り給ふ大津皇子を見送られし皇女の歌に、「吾が背子を大和へ遣ると小夜更けて、曉露に吾が立ち濡れし。」とある。遷至京師、大津皇子の事變ありしに因つて、大來皇女も齋宮を罷められ給へるのである。萬葉二に「大津皇子薨之後、大來皇女、從伊勢齋宮上京之時御作歌。神風の伊勢の國にも有らましを何しか來けむ君も在らなくに。」とあるのは此時の事である。大官、大官大寺である(第三九八講の百濟寺參照)。流布本に、官を宮に語る。今、諸本に據て訂した。孤、十六歳已下にして、父無きを孤と謂ふ、と令義解にある。獨、同書に、六十一歳以上にして子無きを獨と云ふとある。

元年春正月丙寅朔。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誄之。禮也。誄畢。衆庶發哀。次梵衆發哀。於是奉膳紀朝臣真人等奉奠。奠畢。膳部采女等發哀。樂官奏樂。庚午。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。梵衆隨而發哀。庚辰。賜京師年自八十一以上。及篤癯貧不能自存者繩縣。各有差。甲申。使直廣肆田中朝臣法麻呂。與追大貳守君苺田等。使於新羅。赴天皇喪。三月乙丑朔己卯。以投化高麗五十六人。居于常陸國。賦田受稟。使安生業。甲申。以華縵。進于殯

宮。此曰御蔭。是日。丹比真人麻呂誄之。禮也。丙戌。以投化新羅人十四人。居于下毛野國。賦田受稟。使安生業。夏四月甲午朔癸卯。筑紫大宰。獻投化新羅僧尼。及百姓男女二十二人。居于武藏國。賦田受稟。使安生業。五月甲子朔乙酉。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。於是隼人大隅阿多魁帥。各領己衆。互進誄焉。六月癸巳朔庚申。赦罪人。秋七月癸亥朔甲子。詔曰。凡負債者。自乙酉年以前物。莫收利也。若既役身者。不得役利。辛未。賞賜隼人大隅阿多魁帥等三百二十七人。各有差。八月壬辰朔丙申。嘗于殯宮。此日御青飯也。丁酉。京城耆老男女。皆臨慟哭於橋西。己未。天皇使直大肆藤原朝臣大嶋。直大肆黃書連大伴。請集三百龍象大德等於飛鳥寺。奉施袈裟人別一領。曰。此以天淳中原瀛真人天皇御服。所縫作也。詔詞酸刻。不可具陳。九月壬戌朔庚午。設國忌齋於京師諸寺。辛未。設齋於殯宮。甲申。新羅遣王子金霜林。級資金薩摩。及級資仁述。大舍蘇陽信等。奏請國政。且獻調賦。學問僧智隆附而至焉。筑紫大宰。便告天皇崩於霜林等。即日。霜林等皆著喪服。東向三拜。三發哭焉。冬十月辛卯朔壬子。皇太子率公卿百寮人等。并諸國司國造。及百姓男女。始築大內陵。十二月辛卯朔庚子。以直廣參路真人迹見。爲饗新羅客勅使。是年也太歲丁亥。二年春正月庚辛朔。皇太子率公卿百寮人等。適殯宮而慟哭焉。辛酉。梵衆發哀於殯宮。丁卯。設無遮大會於藥師寺。壬午。以天皇崩。奉宣新羅金霜林等。金霜林等。乃三發哭。二月庚寅朔辛卯。大宰獻新羅調賦。金銀。絹布。皮。銅鐵之類。十餘物。并別所獻。佛像。種々彩絹。鳥馬之類。十餘種。及

霜林所獻。金銀。彩色。種々珍異之物。并八十餘物。己亥。饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。乙巳詔曰。自今以後。每取國忌日。要須齋也。戊午。霜林等罷歸。三月己未朔己卯。以華縵進于殯宮。藤原朝臣大島誅焉。夏五月戊午朔乙丑。以百濟敬須德那利。移甲斐國。六月戊子朔戊戌。詔令天下。繫囚極刑。減本罪一等。輕繫皆赦除之。其令天下皆半入今年調賦。秋七月丁巳朔丁卯。大雩。旱也。丙子。命百濟沙門道藏。請雨。不崇朝。遍雨天下。八月丁亥朔丙申。嘗于殯宮。而慟哭焉。於是大伴宿禰安麻呂誅焉。丁酉。命淨大肆伊勢王。奉宣葬儀。辛亥。耽羅王遣佐平加羅。來獻方物。九月丙辰朔戊寅。饗耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差。冬十一月乙卯朔戊午。皇太子率公卿百寮人等。與諸蕃賓客。適殯宮。而慟哭焉。於是奉奠。奏楯節儻。諸臣各舉己先祖等所仕狀。遞進誄焉。己未。蝦夷百九十餘人。負荷調賦。而誄焉。乙丑。布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。遞進誄焉。直廣肆當麻真人智德。奉誄皇祖等之騰極次第。禮也。古云日嗣也。畢葬于大內陵。十二月乙酉朔丙申。饗蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下。仍授冠位。賜物各有差。

正訓 元年(丁亥年)の春正月の丙寅の朔の日、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適まして慟哭焉。納言・布勢朝臣御主人誄たてまつる。禮なり。誄まをし畢りて、衆庶・發哀。次に梵衆發哀。於是、奉膳。紀朝臣真人等、奠奉る。奠たてまつること畢りて、膳部、采女等、發哀。樂官・樂奏る。庚午の日(五)、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適まして慟哭焉。

梵衆、隨ひて發哀。庚辰の日(十五)、京師の、年八十以上、及び篤癡(びと)、貧しくして自存こと能はぬ者に、綿を給ふこと各差あり。甲申の日(十九)、直廣肆の位・田中朝臣法麻呂と追大貳の位・守君斯田等とを新羅に使用して、天皇の喪を赴げしむ。

三月、乙丑の朔の己卯の日(十五)、投化る高麗人・五十六人を以て常陸國に居らしめ、田を賦ひ稟を授ひて、生業を安らかならしむ。甲申の日(廿)、華縵を以て殯宮に進る。此をば御蔭と曰ふ。是日、丹比真人・誄たてまつる。禮なり。丙戌の日、投化る新羅人・十四人を以て下毛野國に居らしめ、田を賦ひ、稟を受ひて生業を安らかならしむ。

夏四月、甲午の朔の癸卯の日(十)、筑紫大宰より、投化る新羅の僧・尼、及び百姓の男女・二十二人を獻る。武藏國に居らしめ、田を賦ひ稟を受ひて生業を安らかならしめ給ふ。五月の甲子の朔の乙酉の日(廿二)、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適て慟哭る。是に準人・大隅阿多の魁帥(びと)のおの己が衆を領て、互に進みて誄まをす焉。六月、癸巳の朔の庚申の日(廿八)、罪人を赦し給ふ。

秋七月、癸亥の朔の甲子の日(三)、詔して曰はく「凡そ負債者、乙酉の年(天武天皇十四年)より以前の物は、利を收ること莫れ。若し既に身を役へらば、利に役ふことを得じ」と。辛未の日(九)、準人・大隅の阿多の魁帥等・三百餘り三十七人に賞賜ふこと各差あり。八月、壬辰の朔の丙申の日

(日) 殯宮に嘗す。此日、青飯(あをい) 御る。丁酉の日(日六)、京城の耆老、男女、みな臨んで橋の西に慟哭たてまつる。己未の日(日廿八)、天皇、直大肆の位・藤原朝臣大嶋と直大肆の位・黄書連大伴とを以て、三百人の龍象しき大徳等を飛鳥寺に請せ集へ使め、袈裟をば人別に一領を奉施りて曰しく「此は天淳原瀛真人天 皇の御服を以て縫作れる所なり」と。詔の詞、酸刻し。具さに陳ぶべからず。九月、壬戌の朔の庚午の日(日九)、國忌齋を京都の諸寺に設け給ふ。辛未の日(日十)、齋を殯宮に設け給ふ。甲申の日(日廿三)、新羅より王子・金霜林、級浪・金薩摩、及び級浪・金仁述、大舍・蘇陽信等を遣して國 政を奏 請り、且た調賦 獻る。學問僧・智隆、附ひて至れり焉。筑紫大 宰、便ち天 皇の崩りまし、ことを霜林等に告ぐ。即日霜林等、皆な喪服を著て、東に向きて三 拜み・三發哭焉。冬十月、辛卯の朔の壬子の日(日廿三)、皇太子、公卿・百 寮の人等ならびに諸國の 司、國 造および百姓の男 女を率ひて、始めて大内 陵を築かせ給ふ。十二月、辛卯の朔の庚子の日(日十)、直廣參の位・路真人迹見を以て新羅の 客に饗たまふ勅 使と爲す。是年、太歲 丁亥。二年(一三〇八)の春正月、庚申の朔の日、皇太子、公卿・百寮の人等を率て殯宮に適でて慟哭焉。辛酉の日(日二)、梵衆、殯宮に發 哀。丁卯の日(日八)、無遮大會を藥師寺に設け給ふ。壬午の日(日廿三)、天皇の崩りまし、ことを以て、新羅の金霜林等に奉宣はしめ給ふ。金霜林等、乃ち三たび發 哭る。二月、庚寅の朔の辛卯の日(日三)、大 宰、新羅の調賦を獻る。金 銀、絹布、皮、銅、鐵の類、十種

餘の物、并に別に所獻る佛 像、種々の彩絹、鳥、馬の類、十餘種、及び霜林が所獻る金 銀、彩色、種々の珍異之物、并せて八十餘物あり。己亥の日(日十)、霜林等に筑紫の 館に饗たまはり、物を賜ふこと各差あり。乙巳の日(日十六)、詔して曰はく「自今以後、國忌日に取る毎に、要す齋す須し」と。戊午の日(日廿九)、霜林等罷り歸りぬ。三月、己未の朔の己卯の日(日廿二)、華縵を以て殯宮に進る。藤原朝臣大嶋、諫たてまつる焉。夏五月、戊午の朔の乙丑の日(日八)、百濟の敬須徳那利を以て、甲斐國に移す。六月、戊子の朔の戊戌の日(日十二)、詔して、天下に令ち給はく「繫囚の極刑(つらみ)は本罪一等を減し、輕 繫(とらへびと)をば皆赦し除めよ。其れ天下を令て、皆な今年の調賦をば半ば入れ令めよ」。秋七月、丁巳の朔の丁卯の日(日十二)、大霧す。早すれば也。丙子の日(日廿)、百濟の沙門・道藏に命せて請雨せしむ。崇朝にもあらず、遍く天下に雨ふれり。八月、丁亥の朔の丙申の日(日十)、殯宮に嘗たてまつりて慟哭焉。是に大伴宿禰安麻呂、諫たてまつる。丁酉の日(日十一)、淨 大肆の位・伊勢王に命せて、葬 儀を奉宣む。辛亥の日(日廿五)、耽羅の王、佐平・加羅を遣して、來りて方物を獻る。九月、丙辰の朔の戊寅の日(日廿三)、耽羅の佐平・加羅等に、筑紫館に饗たまふ。物を賜ふこと各差あり。冬十一月、乙卯の朔の戊午の日(日四)、皇太子、公卿・百 寮の人等と諸 蕃 賓 客とを率ひて、殯宮に適てまして慟哭焉。是に奠(け) 奉りて楯節儺を奏る。諸臣、各 己が先祖等の仕へまつれる狀を擧げて、遞に進みて 誄 ます。己未の日(日五)、蝦夷百九十餘人、調賦を負荷ひて 誄 ます焉。乙

丑の日(十一)、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞に進みて、誅まをす焉。直廣肆の位・當麻真人智德、皇祖等の騰極の次第を誅奉る。禮なり。(古には日嗣と云ふ)畢に大内陵に葬しまつる。
 十二月、乙酉の朔の丙申の日(十二)、蝦夷の男・女・二百あまり十三人を飛鳥寺の西の槻の下に、養たまふ。仍りて冠位を授け、物賜ふこと各差あり。

【第四五〇講】誅之・禮也。布勢朝臣御主人が誅詞を奉讀した。是れ當日の主なる禮典(儀式)なり、との意である。華縷。通釋に、『内藏寮式・大神祭に忍冬花鬘あり。また萬葉に櫻花鬘、百合花鬘などある類なり。時の花を以て鬘はしく作りなせる縷を云ふ。佛家の華鬘には非ず。』と云はれた。負債者。物の代を負へる者の意である。利。子の代の義、利息である。龍象。智度論に、『龍象言其力大。』とある。茲は徳高き法師を云ふ。(語義は第一四三講に註せり)。酸刻。詔詞の極みなく悲しきを云ふ。國忌日。先帝の崩御し給ひし日を國忌と云ふ。奉宣葬儀。御喪葬の儀式を掌る御事を命じ給へるのである。筑紫館。太宰府にある館である。楯節儀。職員令集解に、『雅樂寮別記云。楯隊舞・十人。五人土師宿禰。五人文忌寸等。右著甲拜持三刀楯。』とある。奉誅皇祖等之騰極次第。禮也。騰極次第は、御代御代の帝位知看し天皇の御事より、天武天皇の相承け給へる御來歴、御事績等を擧列ひて誅詞を奏し奉るを云ふ。禮也。の意は初條に説けるに同じ。大内陵。諸陵式に、『檢限大内陵。飛鳥淨御原宮御宇天武天皇。在大和國高市郡。兆城東西五町。南北四町。陵戸五烟。』とある。(百練抄に、『文曆二年三月廿日。大和國高市郡。天武天皇御陵。爲詳盜被穿鑿。』)搜取重寶。多是金銀之類云々。とあり。此事委しくは通釋に就て見るべし。

三年春正月甲寅朔。天武朝萬國于前殿。乙卯。大學寮獻杖八十枚。丙辰。陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷務大

肆脂利古男麻呂。與鐵折。請別鬘髮爲沙門。詔曰。麻呂等。少而閑雅寡欲。遂至於此。蔬食持戒。可隨所請。出家修道。庚申。宴公卿。賜袍袴。辛酉。遣新羅使人。田中朝臣法麻呂等。還自新羅。壬戌。詔出雲國司。上茨遭值風浪。蕃人。是日。賜越蝦夷沙門道信。佛像一軀。灌頂幡。鍾。鉢。各一口。五色綵。各五疋。綿五屯。布一十端。鍬一十枚。鞍一具。筑紫大宰栗田真人朝臣等。獻隼人一百七十四人。并布五十常。牛皮六枚。鹿皮五十枚。戊辰。文武官人進薪。己巳。賜百官人等食。辛未。天皇幸吉野宮。甲戌。天皇至自吉野宮。二月甲申朔丙申。詔筑紫防人。滿年限者替。己酉。以淨廣肆竹田王。直廣肆土師宿禰根麻呂。大宅朝臣麻呂。藤原朝臣史。務大肆當麻真人櫻井。穗積朝臣山守。中臣朝臣麻呂。巨勢朝臣多益須。大三輪朝臣安麻呂。爲判事。三月癸丑朔丙子。大赦天下。唯常赦所不免。不在赦例。夏四月癸未朔庚寅。以投化新羅人。居于下毛野。乙未。皇太子草壁皇子尊薨。壬寅。新羅遣級食金道那等。奉弔瀛真人天皇喪。并上送學問僧。明聰。觀智等。別獻金銅阿彌陀像。金銅觀世音菩薩像。大勢至菩薩像。各一軀。綵帛錦綾。甲辰。春日王薨。己酉。詔諸司仕丁。一月放假四日。五月癸丑朔甲戌。令土師宿禰根麻呂。詔新羅弔使級食金道那等。曰。太政官卿等。奉勅奉宣。元年遣田中朝臣法麻呂等。相告大行天皇喪。時新羅言。新羅奉勅人者。元來用蘇判位。今將復爾。由是法麻呂等。不得奉宣赴告之詔。若言前事者。在昔難波宮治天下。天皇崩時。遣巨勢稻持等。告喪之日。醫食金春秋奉勅。而言用蘇判奉勅。即違前事也。又於近江宮治天下。天皇崩時。

遣一吉食金薩儒等。奉弔。而今以三級食奉弔。亦違前事。又新羅元來奏云。我國自日本遠皇祖代。並舳不于檝。奉仕之國。而今一艘。亦乖故典也。又奏云。自日本遠皇祖代。以清白心仕奉。而不惟竭忠宣揚本職。而傷清白。詐求幸媚。是故調賦與別獻。並封以還之。然自我國家遠皇祖代。廣慈汝等之德。不可絕之。故彌勤彌謹。戰々兢々。修其職任。奉遵法度者。天朝復益廣慈耳。汝道那等。奉斯所勅。奉宣汝王。六月壬午朔。賜衣裳筑紫大宰府等。癸未。以皇子施基。直廣肆佐味朝臣宿那麻呂。羽田朝臣齊。齊此云三勤廣肆伊余部連馬飼。調忌寸老人。務大參大伴宿稱手拍。與巨勢朝臣多益須等。拜撰善言司。庚子。賜大唐續守言。薩弘恪等稻。各有差。辛丑。詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜學問僧明聰觀智等爲送。新羅師友。縣各一百四十屯。乙巳。於筑紫小郡。設新羅弔使金道那等。賜物各有差。庚戌。班賜諸司令一部二十二卷。秋七月壬子朔。付賜陸奧蝦夷沙門自得所請金銅藥師佛像。觀世音菩薩像。各一軀。鐘。娑羅。寶帳。香爐。幡等物。是日。新羅弔使金道那等罷歸。丙寅。詔左右京職。及諸國司。築習射所。辛未。流僞兵衛河內國澁川郡人柏原廣山于土左國。以追廣參。授捉僞兵衛廣山。兵衛生部連虎。甲戌。賜越蝦夷八釣魚等物。各有差。魚。此云。此八月辛巳朔壬午。百官會集於神祇官。而奉宣天神地祇之事。甲申。天皇幸吉野宮。丙申。禁斷漁獵於攝津國武庫海一千步內。紀伊國阿提郡那着野二萬頃。伊賀國伊賀郡身野二萬頃。置守護人。准河內國大鳥郡高脚海。丁酉。賞賜公卿。各有差。辛丑。詔伊豫總領田中朝臣法麻呂等。曰。讚吉國御城郡。所獲白鷓。宜放養。

焉。癸卯觀射。閏八月辛亥朔庚申。詔諸國司曰。今冬戶籍可造。宜限九月。糺捉浮浪。其兵士者。每於一國。四分而點其一。令習武事。丁丑。以淨廣肆河內王。爲筑紫大宰帥。授兵仗。及賜物。以直廣壹。授直廣貳丹比真人島。增封一百戶。通前。九月庚辰朔己丑。遣直廣參石上朝臣麻呂。直廣肆石川朝臣虫名等於筑紫。給送位記。且監新城。冬十月庚戌朔庚申天皇幸高安城。辛未。直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏。欲免奴婢陸佰口。奏可。十一月己卯朔丙戌。於市中褒美追廣貳高田首石成之閑於三兵。賜物。十二月己酉朔丙辰。禁斷雙六。

三年 (己丑年) 丙辰の朔の日、天皇、萬國を前殿に朝しむ。乙卯の日、大學寮、杖八十枚を獻る。丙辰の日、陸奥國の優嗜曇の郡の城養の蝦夷、務大肆の位、脂利古男麻呂と鐵折と、鬢髮を剔りて沙門と爲らむことを請す。詔して曰はく「麻呂等、少けれども閑雅にして欲すること寡し。遂に此に至りて蔬を食ひ、戒を持つ。隨所請、出家して道を修ふ可し。」庚申の日、公卿を宴し給ひて袍袴を賜ふ。辛酉の日、新羅に遣し、使人・田中朝臣法麻呂等、新羅より還れり。壬戌の日、出雲國司に詔して風浪に遭値る蕃人を上送らしむ。是日越の蝦夷、沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鐘、鉢、のく、一口、五色の綵、おのく、五疋、綿、五屯、布、一十端、銀一十枚、鞍、一具を賜ふ。筑紫大宰率、粟田真人朝臣等、隼人一百七十四人、并に布五十疋、牛皮六枚、鹿皮五十枚を獻る。戊辰の日、文武官の人ども薪進る。己巳の日、百官

の人等に食を賜ふ。辛未の日(十八)、天皇、吉野宮に幸す。甲戌の日(廿一)天皇、吉野宮より至り給ふ。

二月、甲申の朔の丙申の日(十三)、詔し給はく「筑紫の防人、年限に満ちば替へよ」。己酉の日(廿六)、淨廣肆の位・竹田王、直廣肆の位・土師宿禰根麻呂、大宅朝臣麻呂、藤原朝臣史、務大肆の位・當麻真人櫻井、穗積朝臣山守、中臣朝臣・臣麻呂、巨勢朝臣多益須、大三輪朝臣安麻呂を以て、判事(ことわり)と爲たまふ。三月、癸丑の朔の丙子の日(廿四)、天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免されざる所をば赦す例に在らず。夏四月、癸未の朔の庚寅の日(八)、投化ける新羅人を以て、下毛野國に居らしむ。乙未の日(十三)、皇太子・草壁皇子尊・薨りましぬ。壬寅の日(廿)、新羅より級・金道那等を遣して、瀛真人天、皇の喪を弔らひ奉り、并せて學問僧・明聰、觀智等を上送る。別に金銅の阿彌陀の像、金銅の觀世音菩薩の像、大勢至菩薩の像、おのく一軀、綵帛、錦、綾どもを奉る。甲辰の日(廿二)、春日王・薨せぬ。己酉の日(廿七)、詔して、諸司の仕丁に一月に四日を放假たまふ。

五月、癸丑の朔の甲戌の日(廿三)、土師宿禰根麻呂に令せて、新羅の弔使・級・金道那等に詔して曰はく「太政官の卿等、勅を奉りて奉宣らく、元年に田中朝臣法麻呂等を遣はして、大行天皇の喪を相告げしめし時に新羅の言さく、「新羅の、勅を奉る人は、元來り蘇判(新羅第三等官)の位を用ひたり。今も將に復た爾せむとす」と。是に由りて法麻呂等、赴告る詔を奉宣ることを得ず。若し前の事を言はば、在昔、難波宮に天下を治し、天皇(德孝)の崩りまし、時、巨勢稻持等を遣はして喪を告げしめし日に、醫食(第一)金春秋、勅を奉りき。而るを蘇判を用て勅を奉れりと言すは、即ち前事に違へり。また近江宮に天下を治し、天皇(智天)の崩りまし、時に、一吉食(第七)金薩儒等を遣して弔ひ奉らしむ。而るを今、級食(第九)を以て弔ひ奉る、亦た前事に違へり。また新羅、元來り奏して云さく「我國は日本の遠皇祖の代より、船を並べて楫を于さず奉仕る國なり」と。而るを今、一般のみあること、亦た故典に乖へり。また奏して云さく、「日本の遠皇祖の代より、清白けき心を以て仕へ奉く」と。而るを忠を竭して本職に宣揚ぐることを惟はずして、清白けき事を傷りて、詐りて幸媚ることを求む。是故に調賦と、別に獻れるものとを、並に封めて以て還し給ふ。然れども我が國家の遠皇祖の代より、廣く汝等を慈み給ふ徳、絶ゆべからず。故に彌よ勤め彌よ謹みて、戦々兢兢々、其の職任を修めて、法度に遵ひ奉らむ者をは、天朝も復た益廣く慈み給はむ耳。汝・道那等、斯の勅し給へる所を奉はりて、汝が王に宣べ奉れ」。

六月、壬午の朔の日、衣裳を筑紫大宰府等に賜ふ。癸未の日(三)、皇子・施基、直廣肆の位、佐味朝臣宿那麻呂、羽田朝臣・齊(齊)、此をば牟五閑と云ふ、勳廣肆の位、伊余部連馬飼、調忌寸、老人、務大參の位、大伴宿禰手拍と、巨勢朝臣多益須等とを以て、善言撰ぶ司に拜す。庚子の日(十九)、大唐の續

守言、薩弘恪等に稻を賜ふ。各差あり。辛丑の日(廿)、筑紫大宰の栗田真人朝臣等に詔して、學問僧・明聰、觀智等を爲送し、新羅の師友に、縣、各一百四十屯を賜ふ。乙巳の日(廿四)、筑紫の小郡に於て、新羅の弔、使・金道那等に設たまふ。物を賜ふこと各差あり。庚戌の日(廿九)、諸司に令一部二十あまり二卷を班ち賜ふ。

秋七月、壬子の朔の日、陸奥の蝦夷の沙門・自得が所請す金銅の藥師佛の像、觀世音菩薩の像、各一軀、鐘、婆羅、寶帳、香爐(かう)、幡、等の物を付賜ふ。是日、新羅の弔、使・金道那等罷り歸る。丙寅の日(十五)左・右の京、職、及び諸國の司に詔して、射を習ふ所を築かしむ。辛未の日(廿)僞・兵衛河内國の澁川郡の人・柏原廣山を土左國に流す。追廣參の位を以て、僞兵衛廣山を捉へたる兵衛・生部連・虎に授け給ふ。甲戌の日(廿三)、越の蝦夷・八釣魚等に物賜ふこと各差あり(魚、此をば儼と云ふ)。

八月、辛巳の朔の壬午の日(二)百官、神祇官に會集はりて、天神・地祇の事を宣べ奉る。甲申の日(四)天皇、吉野宮に幸す。丙申の日(十六)、攝津國の武庫海・一千歩の内、紀伊國の阿提郡の那者野・二萬頃、伊賀國・伊賀郡の身野・二萬頃に漁獵することを禁斷めて、守護人を置きて、河内國の大鳥郡の高脚海に准らふ。丁酉の日(十七)、公卿に賞賜ふこと各差あり。辛丑の日(廿一)、伊豫の總領・田中朝臣法麻呂等に詔して曰はく、「讚吉國の御城郡に所獲し白鷗をば、宜しく放ち養ふ宜し焉」癸卯の日(廿三)、觀射す。

閏八月、辛亥の朔の庚申の日(十)諸國の司に詔して曰はく「今冬に戸籍をば造るべし。宜しく九月を限りて、浮浪を糺し捉ふ宜し。其の兵士は、一國ごとに四に分ちて、其の一を點めて、武事を習は令めよ」丁丑の日(廿七)、淨廣肆の位・河内王を以て、筑紫大宰帥と爲し、兵仗を授け給ひ、及び物を賜へり。直廣壹の位を以て、直廣貳の位・丹比真人島に授け給ひ、封・一百戸を増して前に通はす。

九月、庚辰の朔の己丑の日(十)直廣參の位・石上朝臣麻呂、直廣肆の位・石川朝臣蟲名等を筑紫に遣して、位記を給送ひ、且た新城を監せしめ給ふ。

冬十月、庚戌の朔の庚申の日(十一)天皇、高安城に幸す。辛未の日(廿二)、直廣肆の位・下毛野朝臣子麻呂奏さく「奴婢(そのやつこ)陸佰口を免さまく欲ふ」と。奏すに可れぬ。十一月、己卯の朔の丙戌の日(八)市中に於て、追廣貳の位・高田首・石成が、三兵に閑へる事を褒美たまひて、物を賜へり。十二月、己酉の朔の丙辰の日(八)雙六を禁斷む。

【第四五一講】朝三萬國于前殿 諸國に奉仕する臣、連、國造、伴造等を朝せしめ、朝拜の式を擧げ給へるので、前殿は正殿である。乙卯。大學寮獻三杖八十枚。乙卯は上卯日で、是れ卯杖の濫觴である。卯杖は正月初卯の日、桃・梅・椿・柀木等の木を、長さ五尺三寸に切り、二束又は三束に結んで、諸衛府より朝廷に上るもので、卯日に獻上する故に卯杖と云ふ。是れ漢土の故事で、精魅を逐ひ惡鬼を拂ふ意也と云ふ。文德天皇の仁壽二年正月より建武の頃まで行はれたが、爾後廢絶した。陸奥國優曇曇郡 出羽國(出羽は素と)置賜郡の古名なるべしと云ふ。上送遣三值風浪三善人。上送は、大和の

帝都へ上らしめ給へるを云ふ。筑紫防人。滿年限者替。軍防令に、「衛士防人還郷日。並免國內上番。衛士二年。防人三年。義解謂。征人還郷之日。須相准免。假令經一年者。免二年徭役。經二年者。免二年徭役。類也。」とある。即ち防人は三年で交代したのである。判事。朝廷の政事を判決する職名。後世の參議、大辨の職に同じかるべしと云ふ。大行天皇。章昭曰、大行は往て歸らざるの辭。天子崩じて未だ諡號を奉らざる時の稱也とある。訓は「先天皇」である。級。東國通鑑に「新羅儲理王九年。設官十七等。九曰級。及」とある。一に級。級。また及。級。とも云ふ。蘇判。此訓は、私記に「蘇晉臣。判音干。」とある。新羅第三等の官である。一に級。級。また及。級。とも云ふ。新羅第一等の官である。なほ通釋に、「金春秋は、大化三年に皇國に質たりし時、大阿漚たり。是れ五等官なり。然るに孝德帝崩御の時、一等官。騎漚として弔使に來れる也。此事、本紀には洩れたり。」とある。一吉。新羅第七等の官。並。船。不干。古へ新羅が皇國に誓ひし言で、多くの船を並べ常に渡航して調物を獻らむ、との意である。神功紀(三三)及。推古紀(四三)を参照すべし。而今一艘。亦乖故典。新羅は、年毎に八十船に調賦を積みて獻る例(中卷神功紀)なりしに、今は僅に一艘のみに減せるは故典に違へり、との意である。令一部二十二卷。此事は第四三講の律令の條に註した。偽兵衛。加須爲は「掠る(掠ム)の古語」の義である。此の兵衛は詐偽・掠奪を働いたので、斯く言へるのであらう。紀伊國・阿提郡。今の有田郡の古名である。伊賀國・伊賀郡。伊賀郡は、名張郡と併合して今は名賀郡と云ふ。河内國・大島郡。此郡は後に和泉國に屬し、今は泉北郡と云ふ。伊豫國・伊豫郡。四國の管領である。讚吉國・御城郡。今は木田郡と稱ふ。每於一國。四分而點其一。通釋に「此の兵制は、大寶令制の時も同じ。續紀天平四年八月詔。四道兵士。依令差點。滿四分之二云々。とあるにて明らけし。是を日本外史序論に、「邊要之國。諸郡皆有軍團。三分一國之丁。而取其一。」と云

へるは誤なり。」とある。給送位記。是れ位記の書に見えた始である。三兵。通證に、「矛・戟・弓・劍・戈を以て五兵と爲す。則ち三兵は是れ弓・劍・槍なり。」とある。雙六。雙六盤に白黒の石・各十五を式の如く並べ、二箇の采を竹筒より振出して其の目數だけ石を進め、勝敗を争ふ遊戯具である。

四年春正月戊寅朔。物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大島朝臣。讀天神壽詞。畢。忌部宿禰色夫知。奉_下上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮。羅列匝拜。而拍手焉。己卯。公卿百寮拜朝。如元會儀。丹比島真人。與布勢御主人朝臣。奏賀騰極。庚辰。宴公卿於內裏。甲申。宴公卿於內裏。仍賜衣裳。壬辰。百寮進_下薪。甲午。大赦天下。唯常赦所不免。不在赦例。賜有_下位人爵一級。鰥寡孤獨篤癡。貧不能自存者。賜稻蠲復調役。丁酉。以解部一百人。併刑部省。庚子。班幣於畿內天神地祇。及增_下神戶田地。二月戊申朔壬子。天皇幸于腋上陂。觀公卿大夫之馬。戊午。新羅沙門詮吉。級。級。北助知等。五十人歸化。甲子。天皇幸吉野宮。丙寅。設齋於內裡。壬申。以歸化新羅韓奈末許滿等十人。居于武藏國。三月丁丑朔丙申。賜京與畿內一人。年八十以上者。烏宮稻人二十束。其有_下位者。加賜布二端。夏四月丁未朔己酉。遣使祭廣瀨大忌神。與龍田風神。癸丑。賜京與畿內一耆老耆女。五千三十一人。稻人二十束。庚申詔曰。百官人及畿內人。有_下位者限六年。無_下位者限七年。以其上日。選定九等。四等以上者。依考仕令。以其善最功能。氏姓大小。量授冠位。其朝服者。淨大壹已下。廣貳已上。黑紫。淨大參已下。廣肆已上。赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深綠。務八級淺綠。追八級

深縹。進八級淺縹。別淨廣貳已上。一富一部之綾羅等。種々聽用。淨大參已下。直廣肆已上。一富二部之綾羅等。種々聽用。上下通用綺帶白袴。其餘者如常。戊辰。始祈雨於所々。旱也。五月丙子朔戊寅。天皇幸吉野宮。乙酉。百濟男女二十一人歸化。庚寅。於內裏。始安居講說。六月丙午朔辛亥。天皇幸泊瀨。庚午。盡召有位者。唱知位次與年齒。秋七月丙子朔。公卿百寮人等。始著新朝服。戊寅。班幣於天神地祇。庚辰。以皇子高市。爲太政大臣。以正廣參。授丹比真人島。爲右大臣。并八省百寮。皆選任焉。辛巳。大宰國司。皆選任焉。壬午。詔令公卿百寮。凡有位者。自今以後。於家內著朝服。而參上未開門以前。(蓋昔者到宮門而著朝服乎。)甲申詔曰。凡朝堂座上。見親王者。如常。大臣與王。起立堂前。二王以上。下座而跪。己丑詔曰。朝堂座上。見大臣。動坐而跪。是日。以純絲綿布。奉施七寺安居沙門。三千三百六十三人。別爲皇太子。奉施於三寺安居沙門。三百二十九人。癸巳。遣使者。祭廣瀨大忌神。與龍田風神。八月乙巳朔戊申。天皇幸吉野宮。乙卯。以歸化新羅人等。居于下毛野國。九月乙亥朔。詔諸國司等曰。凡造戶籍者。依戶令也。乙酉詔曰。朕將巡行紀伊之故。勿收今年京師田租口賦。丁亥。天皇幸紀伊。丁酉。大唐學問僧智宗。義德。淨願。軍丁筑後國上陽畔郡。大伴部博麻。從新羅送使大奈末金高訓等。還至筑紫。戊戌。天皇至自紀伊。冬十月甲辰朔戊申。天皇幸吉野宮。癸丑。至自吉野。是日(至自吉野是日之六字、流布本)大唐學問僧智宗等。至于京師。戊午。遣使者。詔筑紫大宰河內王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。准上送學生士師宿禰男

等。送使之例。其慰勞賜物。一依詔書。乙丑。詔軍丁筑後國上陽畔郡人。大伴部博麻曰。於天豐財重日足姬天皇七年。救百濟之役。汝爲唐軍見虜。泊天命開別天皇三年。土師連富杼。水連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元寶兒。四人。思欲奏聞唐人所計。緣無衣糧。憂不能達。於是博麻謂土師富杼等曰。我欲共汝還向本朝。緣無衣糧。俱不能去。願賣我身。以充衣食。富杼等任博麻計。得通天朝。汝獨淹滯他界。於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛國。賣己顯忠。故賜務大肆。并施五匹。絲一十屯。布三十端。稻一千束。水田四町。其水田。及至曾孫也。免三族課役。以顯其功。壬申。高市皇子觀藤原宮地。公卿百寮從焉。十一月甲戌朔庚辰。賞賜送使金高訓等。各有差。甲申奉勅。始行元嘉曆。與儀鳳曆。十二月癸卯朔乙巳。送使金高訓等罷歸。甲寅。天皇幸吉野宮。丙辰。天皇至自吉野宮。辛酉。天皇幸藤原。觀宮地。公卿百寮皆從焉。乙丑。賞賜公卿以下。各有差。

四年(庚寅年)の春正月、戊寅の朔の日、物部麻呂朝臣、大盾を樹て、神祇伯・中臣大島朝臣、天神壽詞を讀むことを畢りて、忌部宿禰色夫知、神璽劍鏡(四字)を皇后に奉上る。皇后、即天皇位。公卿、百寮、羅列りて、匝く拜み奉り、拍手焉。

己卯の日(三)、公卿、百寮、拜朝すること元會儀の如し。丹比島真人、布勢御主人朝臣と賀騰極を奏す。庚辰の日(三)、公卿、百寮、内裏に宴したまふ。甲申の日(七)、公卿、百寮、内裏に宴し給ふ。仍りて衣裳を賜ふ。壬辰の日(十五)、百寮、薪を進る。甲午の日(十七)、天下に大赦し給ふ。

唯し常一赦に免されざる所は、赦す例に在らず。位ある人に爵一級を賜ひ、鰥寡孤獨一篤癯、貧しくて自存ふこと能はざる者には、稻を賜はり、調役を蠲復し給ふ。丁酉の日(廿)、解部・百人を以て、刑部省に併せ給ふ。庚子の日(廿三)、幣を畿内の天神・地祇に班ち遣し給ひ、及び神戸田地を増し給ふ。

二月、戊申の朔、壬子の日(五)、天皇、腋上の陂に幸して、公卿大夫の馬を觀そなはし給ふ。戊午の日(十二)、新羅の沙門・詮吉、級食・北助知等五十人、歸化けり。甲子の日(十七)、天皇、吉野宮に幸す。丙寅の日(十九)、内裡に設齋す。壬申の日(廿五)、歸化ける新羅の韓奈末(韓奈末は冠名)許滿等十二人を以て、武藏國に居らしむ。三月、丁丑の朔、丙申の日(廿)、京と畿内との人の、年八十より以上たる者に、嶋宮の稻をば人ごとに二十束を賜ひ、其の位ある者には布二端を加へ賜へり。

夏四月、丁未の朔、己酉の日(三)、使を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。癸丑の日(七)、京と畿内との者老若者女五千三十一人に、稻をば人毎に二十束を賜ふ。庚申の日(十四)、詔して曰はく、「百官の人および畿内の人、有位者には六年を限り、無位者には七年を限りて、其の上日を以て九等に選定めて、四等より以上の者には、考仕令の依に、其の善さ、最き功り、能氏・姓の大小を以て、量りて冠位を授けむ。其の朝服は、淨大壹の位より已下、廣貳の位より已上には黒紫。淨大參の位より已下、廣肆の位より已上には赤紫。正の位の八級には赤紫。直の位の八級に

は緋。勤の位の八級には深緑。務の位の八級には淺緑。追の位の八級には深縹。進の位の八級には淺縹。別に淨廣貳の位より已上は、一富二部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。淨大參の位より已下、直廣肆の位より已上は、一富二部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。上下、綺帶白袴を通用せよ。其餘は常の如し。戊辰の日(廿二)、始めて所々に祈雨す。旱すれば也。

五月、丙子の朔、戊寅の日(三)、天皇、吉野宮に幸す。乙酉の日(十)、百濟の男・女二十あまり一人歸化けり。庚寅の日(十五)、内裏に於て始めて安居講説す。六月、丙午の朔、辛亥の日(六)、天皇、泊瀬に幸す。庚午の日(廿五)、盡に有位者を召して、位の次と年齒とを唱知め給ふ。

秋七月、丙子の朔、公卿・百寮の人等、始めて新しき朝服を著る。戊寅の日(三)、幣を天神・地祇に班ち遣し給ふ。庚辰の日(五)、皇子の高市を以て太政大臣と爲たまひ、正廣參の位を以て丹比真人島に授けて、右大臣と爲たまひ、并て八省の百寮をば皆な選任たまふ焉。辛巳の日(六)、

大宰國司をば皆な選任たまふ焉。壬午の日(七)、詔して公卿・百寮に令ち給はく、「凡そ有位者は、自今以後、家の内に於て朝服を著て、門を開けざらむ以前に參上らしめよ。」(蓋し昔は宮門に到りて朝服を著たるか)甲申の日(九)、詔して曰はく、「凡そ朝堂の座、上にて、親王を見るときは、常の如し。大臣と王とは堂の前に起立。二王より以上には、座より下りて跪け。己丑の日(十四)、詔して曰はく、「朝堂の座、上にて大臣を見るときは、坐を動きて跪け。是日、繩、絲、綿

布を以て、七寺の安居の沙門・三千三百六十三人に奉施り給ふ。別に皇太子の爲に、三寺の安居の沙門・三百二十あまり九人に奉施り給ふ。癸巳の日(十八)、使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。八月、乙巳の朔の戊申の日(四)、天皇、吉野宮に幸す。乙卯の日(十二)、歸化きし新羅の人等を以て、下毛野國に居らしむ。九月の乙亥の朔の日、諸國の司等に詔して曰はく「凡そ戸籍を造ることは、戸令の依せよ」。乙酉の日(十一)、詔して曰はく「朕、紀伊を巡行さむと將ふが故に、勿今年の京師の田租、口賦を收むること」。丁亥の日(十三)、天皇、紀伊に幸す。丁酉の日(廿三)、大唐の學問僧・智宗、義徳、淨願、軍・丁・筑後國の上陽群郡の大伴部博麻、新羅の送使・大奈末・金高訓等に從ひて筑紫に還至れり。戊戌の日(廿四)、天皇、紀伊より至りおはします。冬十月、甲辰の朔の戊申の日(五)、天皇、吉野宮に幸す。癸丑の日(十)、吉野より至りおはします。是日、大唐學問僧・智宗等、京師に至る。戊午の日(十五)、使者を遣はして、筑紫大幸・河内王等に詔して曰はく「新羅の送使・大奈末・金高訓等に饗たまふこと、學生・土師宿禰・甥等をば上送りし送使の例に准らへむ。其の慰勞・物賜ふこと、一に詔書の依せよ」。乙丑の日(廿二)、軍・丁・筑後國の上陽群郡の人・大伴部博麻に詔して曰はく「天豐財重日足姫天皇(極皇)の七年に、百濟を救ふ役に、汝、唐軍の爲に虜はれ、天命開別天皇(智天)の三年に泊びて、土師連・富村・氷連・老・筑紫君・薩夜麻、弓削連・元寶兒の四人、唐人の計る所を奏聞さまく思欲ども、衣糧無きに緣りて

達ぐこと能はざる事憂ふ。於是博麻、土師富村等に謂りて曰らく、「我、汝と共に本朝に還向かまく欲へども、衣糧無きに緣りて去くことを不能。願はくは我身を賣りて以て衣食(を)に充てよ」と。富村等、博麻が計の任して天朝に通ぐことを得たり。汝獨り他界に淹滞まること今に三十年矣。朕、厥の朝を尊び國を愛ひて、己を賣りて忠を顯すことを嘉す。故れ務大肆の位に、并せて純・五匹・縣・一十屯、布・三十端、稻・一千束、水田・四町を賜ふ。其の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免して、以て其の功を顯はさむ」。壬申の日(廿九)、高市皇子、藤原の宮地を觀そなはす。公卿、百寮、從焉。十一月、甲戌の朔の庚辰の日(七)、送使・金高訓等に賞賜ふこと各差あり。甲申の日(十一)、勅を奉りて、始て元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。十二月、癸卯の朔の乙巳の日(三)、送使・金高訓等罷り歸る。甲寅の日(十三)、天皇、吉野宮に幸す。丙辰の日(十四)、天皇、吉野宮より至りおはします。辛酉の日(十九)、天皇、藤原に幸し。宮地を觀そなはし給ふ。公卿、百寮、皆な從焉。乙丑の日(廿三)、公卿より以下に賞たまふこと各差あり。

【第四五二講】 大曆 第三八五講に出づ。天神壽詞 神祇令に「凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。義解謂。以神代之古事。爲萬壽之寶詞也。」とある。即ち天皇即位の日、中臣氏の奏聞して大御代を壽ぎ奉る詞なるが故に、中臣壽詞とも云ふ。(此の壽詞の全文は、養記別記・康治元年の大嘗會の條) 即天皇位 此時御年四十六歳に坐す。匝拜而拍手 大嘗祭式に、「拍手四度。度別八遍。神語所謂八開手是也。」とある。大赦・常赦 凡そ赦に三段あり。即ち曲赦・常赦・大赦であ

る。曲赦は一地方を限りて罪人を赦免するを云ふ。常赦は天下一般に布かる、赦で、八虐・故殺・謀殺・私鑄錢・強盜・竊盜を除く外の罪人を赦免するを云ひ、常赦にて免されざる重罪人をも之れを免すを大赦と云ふ。尙ほ非常大赦がある。是は有罪者を悉く赦すを云ふ。解部 刑部省に屬し、争訟を和解せしむるを掌る部ならむと云ふ。嘗老・嘗女 戸令に「六十一を老と爲し、十六を若と爲す。」とある。考仕令 此の御代の令の篇目で、後の考課令である。見親王者如常 如常とは、從前の常禮（仕來り）の如くせよ、との意である。大臣與王云々 大臣及び王（一世王を云ふ）を見る時はの意である。二王以上 通證に「蓋謂天子二等以上親也。」とある。即ち親王の御子、又は天子の御孫、また御兄弟・伯叔等を取總べて二王以上と云へるので、其の王等を見る時は、堂前に起立する迄には及ばず。唯だ座を下りて跪きて控へよ、との意である。見大臣動坐而跪 是は過日（九）の御定めよりも、大臣の禮を軽くし給へるのである（動坐は下坐よりも輕）。筑紫國上陽群 景行紀に、八女縣（二二）とある。不能違 違を止津具と云ふは、處續の義、此方より彼方へ續くるを云ふ。次文にも得通天朝とある。三族 父族、母族、妻族を云ふ。元嘉曆 儀鳳曆 元嘉曆は宋の元嘉二十年に何承天の製れるもの。儀鳳曆は唐の麟德二年に李淳風の造れるもので、一名を麟德曆とも云ふ。なほ本文に「始めて元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。」とあれど、同時に用ゐたのでは無く、始め元嘉曆を行ひ、後に儀鳳曆を用ゐられたのである。尙ほ曆の事は第三八五講に註した。

五年春正月癸酉朔。賜親王。諸臣。內親王。女王。內命婦等位。己卯。賜公卿飲食衣裳。優賜正廣肆百濟王金禪廣。直大肆遠寶。良虞。與南典。各有差。乙酉。增封皇子高市。二千戶。通前三千戶。

淨廣貳皇子穗積。五百戶。淨大參皇子川島。百戶。通前五百戶。正廣參右大臣丹比島真人。三百戶。通前五百戶。正廣肆百濟王禪廣。百戶。通前二百戶。直大壹布勢御主人朝臣。與大伴御行宿禰。八十戶。通前三百戶。其餘增封各有差。丙戌詔曰。直廣肆筑紫史益。拜筑紫大宰府典。以來。於今二十九年矣。以清白忠誠。不敢怠惰。是故賜食封五十戶。純十五匹。緇二十五屯。布五十端。稻五十束。戊子。天皇幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。二月壬寅朔。天皇詔公卿等曰。卿等於先皇世。作佛殿。經藏。行二月六齋。天皇時々遣大舍人問訊。朕世亦如之。故當勤心奉佛法也。是日。授宮人位記。三月壬申朔甲戌。宴公卿於西廳。丙子。天皇觀公私馬於御苑。癸巳詔曰。若有百姓弟爲兄見賣者。從良。若子爲父母見賣者。從賤。若准貸倍。沒賤者。從良。其子雖配奴婢。所生亦皆從良。夏四月辛丑朔。詔曰。若氏祖時。所免奴婢。既除籍者。其眷族等。不得更詛言我奴婢。是日。賜大學博士上村主百濟。大稅一千束。以勸其學業也。辛亥。遣使者祭廣瀨大忌神。與龍田風神。丙辰。天皇幸吉野宮。壬戌。天皇至自吉野宮。五月辛未朔辛卯。褒美百濟淳武微子。壬申年功。賜直大參。仍賜純布。六月庚子朔。京師及郡國四十雨水。戊申詔曰。此夏陰雨過節。懼必傷稼。夕惕若。朝憂懼。思念厥愆。其令公卿百寮人等。禁斷酒肉。攝心悔過。京及畿內諸寺梵衆。亦當五日誦經。庶有補焉。自四月一雨。至于是月。己未。大赦天下。但盜賊不在赦例。秋七月庚午朔壬申。天皇幸吉野宮。是日。伊豫國司田中朝臣法麻呂等。獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩。緋一籠。丙子。宴公卿。仍賜朝服。

辛巳。天皇至自吉野。甲申。遣使者。祭廣瀨大忌神。與龍田風神。八月己亥朔辛亥。詔三十八氏。三
 輪。倉部。石上。藤原。石川。巨勢。膳部。春日。上毛野。上進其祖等纂記。辛酉。遣使者。祭龍田風神。信濃須
 波。水内等神。九月己巳朔壬申。賜音博士大唐續守言。薩弘恪。書博士百濟末士善信。銀人二十兩。丁
 丑。淨大參皇子川嶋薨。辛卯。以直大貳。贈佐伯宿禰大目。并賜賻物。冬十月戊戌朔。日有蝕之。乙
 巳詔曰。凡先皇陵戶者。置五戶以上。自餘王等有功者。置三戶。若陵戶不足。以百姓充。免其徭
 役。三年一替。庚戌。畿内及諸國。置長生地各一千步。是日。天皇幸吉野宮。丁巳。天皇至自吉野。
 甲子。遣使者。鎮祭新益京。十一月戊辰朔辛卯。大嘗。神祇伯中臣朝臣大嶋。讀天神壽詞。壬辰。賜
 公卿衾。乙未。饗公卿以下。至主典。并賜絹等。各有差。丁酉。饗神祇官長上以下。至神部等。及供
 奉播磨國。因幡國。郡司以下。至百姓男女。并賜絹等。各有差。十二月戊戌朔己亥。賜醫博士務大參
 德自珍。咒禁博士木素丁武。沙宅萬首。銀人三十兩。乙巳詔曰。賜左右大臣宅地四町。直廣貳以上二町。
 直大參以下一町。勤以下至無位。隨其戶口。其上戶一町。中戶半町。下戶四分之一。王等亦准此。
 五年(三三五)の春正月、癸酉の朔の日、親王(諸王)諸臣、内親王、女王、内命婦等に
 位を賜ふ。己卯の日(七)、公卿に飲食・衣裳を賜へり。正廣肆の位・百濟王・余禰廣、直大肆の位・遠
 寶・良虞、南典等をば優賜ふこと各差あり。乙酉の日(十三)、皇子高市に封を増し給ふこと二千戸、
 前に通はせて三千戸。淨廣貳の位・皇子穗積に五百戸。淨大參の位・皇子川島に百戸、前に通はせ

て五百戸。正廣參の位・右大臣・丹比島真人に三百戸、前に通はせて五百戸。正廣肆の位・百濟王
 禰廣に百戸、前に通はせて二百戸。直大壹の位・布勢御主人朝臣と、大伴御行宿禰とに八十戸、前に通は
 せて三百戸。其餘、封を増し給ふこと各差あり。丙戌の日(十四)詔して曰はく「直廣肆の位・筑
 紫史・益・筑紫大宰・府の典に拜し、より以來、於今二十あまり九年、清白忠誠を以て致て怠惰せず。
 是故に食封五十戸、綿・十有五匹、綿・二十五屯、布・五十端、稻・五十束を賜ふ。戊子の日(十六)天皇
 吉野宮に幸す。乙未の日(廿三)、天皇、吉野宮より至らせ給ふ。
 二月、壬寅の朔の日、天皇、公卿等に詔して曰はく「卿等、先皇の世に、佛殿、經藏
 を作りて、月六齋を行ひ、天皇、時々大舍人を遣して問訊しめ給ひき。朕が世にも亦た如之せよ。
 故れ當に勤しき心を以て佛法を奉れ。是日、宮人に位記を授け給ふ。三月、壬申の朔の甲
 戌の日(三)、公卿に西廳に宴し給ふ。丙子の日(五)天皇、公・私の馬を御苑に觀そたまはす。
 癸巳の日(廿二)、詔して曰はく「若し百姓の弟、兄(かみ)の爲に賣らるること有らば、良に從へ。若
 し子、父母(かみ)の爲に賣られたらむには賤に從へ。若し貸の倍に准へて賤に沒れらば、良に從へ。若
 其の子、奴婢に配へりと雖も、所生は亦た皆な良に從へ」。
 夏四月、辛丑の朔の日、詔して曰はく「若し氏の祖の時に免されたる奴婢の、既に籍に除かれた
 らむ者は、其の眷族等を、更に詔へて我が奴婢なりと言ふことを得ず」と。是日、大學博士・上村主百濟に

大稅・一千束を賜ひ、以て其の學業を勸め給ふ。辛亥の日(十一)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭らしむ。丙辰の日(十六)、天皇、吉野宮に幸す。壬戌の日(廿二)、天皇、吉野宮より至りおはします。五月、辛未の朔の辛卯の日(廿一)、百濟の淳武微子が壬申年の功を褒美て、直大參の位を賜ひ、仍りて純布を賜へり。六月、庚子の朔の日、京師および郡國の四十ところに雨水ふれり。戊申の日(九)、詔して曰はく「此の夏、陰雨ふり、節に過てり。懼らくは必ず稼を傷らむ。夕に惕若み・朝に憂懼りて、厥の愆を思念ふ。其れ公卿・百寮の人等を合て、酒食を禁しめ斷めて、心を攝め・過を悔い令め、京および畿内の諸寺の梵衆、亦た當に五日の間に經を誦む當し。庶くば補あらむこと焉」。四月より雨ふりて是月に至れり。己未の日(廿)、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。秋七月、庚午の朔の壬申の日(三)、天皇、吉野宮に幸す。是日、伊豫國・司・田中朝臣法麻呂等、宇和郡の御馬山の白銀・三斤八兩、銚・一籠を獻る。丙子の日(七)、公卿に宴したまふ、仍りて朝服を賜ふ。辛巳の日(十三)、天皇、吉野より至らせ給ふ。甲申の日(十五)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祭らしむ。

八月、己亥の朔の辛亥の日(十三)、十八氏(大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田)に詔して、其の祖等の纂記を上進らしむ。辛酉の日(廿三)、使者を遣して、龍田風神、信濃の須波、水内等の神を祭らしめ給ふ。

九月、己巳の朔の壬申の日(四)、音博士・大唐の續守言、薩弘恪、書博士(はかせ)百濟の末士善信に、銀をば入ごとに二十兩を賜へり。丁丑の日(九)、淨大參の位・川嶋皇子・亮ぬ。辛卯の日(廿三)、直大貳の位を以て、佐伯宿禰・大目して贈ひ、并せて賜物を賜へり。

冬十月、戊戌の朔の日、日有蝕。乙巳の日(八)、詔して曰はく「凡そ先皇の陵、戸は、五戸以上を置け。自餘の王等の功ある者には三戸を置け。若し陵戸足らずば、百姓を以て充てて、其の脩役を免し、三年に一たび替へよ」。庚戌の日(十三)、畿内および諸國に長生地・各一千歩を置かる。是日、天皇、吉野宮に幸す。丁巳の日(廿)、天皇、吉野より至りおはします。甲子の日(廿七)、使者を遣して新益京を鎮祭らしむ。

十一月、戊辰の朔の辛卯の日(廿四)、大嘗しらしめす。神祇・伯・中臣朝臣大島、天神壽詞を讀めり。壬辰の日(廿五)、公卿に衾を賜ふ。乙未の日(廿八)、公卿より以下、主典に至るまでに饗たまひ、并に絹等を賜ふこと各差あり。丁酉の日(卅)、神祇官の長上より以下、神部等に至るまで、及び供奉れる播磨國・因幡國の郡司より以下、百姓の男・女に至るまでに、并せて絹等を賜ふこと各差あり。

十二月、戊戌の朔の己亥の日(三)、醫博士・務大參の位・德自珍、咒禁博士・木素丁武、沙宅萬首に、銀入ごとに二十兩を賜ふ。乙巳の日(八)、詔して曰はく「左・右の大匠に宅地四町、直廣貳の位より以上には二町、直大參の位より以下には一町、勤の位より以下、位無きに至りては、其の戸口に隨はむ。其

の上戸には一町、中戸には半町、下戸には四分の一。王等も亦た此に准らへ。

【第四五三講】内親王 内親王の稱、茲に始めて出づ。通證に「稱皇女爲内親王。皇朝所創也」とある。内命婦等位 是れ女叙位の始である。余禪廣 天智紀、天武紀に善光王とある。遠寶 續紀・天平六年三月、從四位下百濟王遠寶卒とある。良虞 善光王の弟である。南典 聖武紀、天平九年九月、百濟王南典、授從三位とある。月六 齋 訓は六度之齋の義（崇峻紀に、三度を）である。雜令に、「凡月六齋日。公私皆斷殺生。義解謂。六齋八日。十四日。十五日。廿三日。廿九日。卅日。」とある。准貸借 通證に「貸借謂貸借之利倍也」とある。大稅 令義解に「凡官稻之源。出自田租。即分爲三。一曰大稅。二曰租稅。三曰郡稻也。」とある。即ち田租の中、官倉に納めて國用に充つる官稻である。故に大租と云ひ、また正稅とも云ふ。夕惕若 朝憂懼 思念厥愆 此の處、流布本には、「夕惕迨朝。憂懼云々。」と、若字を迨字に誤り、且つ訓點をも誤つてゐて、殆ど文を成さなかつたが、爰に是を訂した。さて「夕惕若」と云ふ語は、易經（乾爲天）に、「君子終日乾々。夕惕若。厲无咎。（夕までに惕若すれば、厲けれども咎無し。注曰、惕若は懼れ慎む貌なり。）」とある。尙ほ崇神紀六年に「晨興・夕惕云々」と云ふ文も見える。詔十八氏云々 首卷の總論（頁七）を参照すべし。纂記 流布本に、纂を墓に作り、墓記と傍訓せるのは甚だしき誤である。釋紀、京極本、江家本等に據て訂した。纂記は、所謂の諸家の本系帳、氏文の類である。須波 信濃國諏訪郡である。此紀の成りし年までは信濃國に屬してゐたのであるが、其の翌年、即ち元正天皇の養老五年六月に、「割信濃國。始置諏訪國。」とあり、其れより十年を経て、聖武天皇の天平三年三月に、諏訪國を廢して、再び信濃國に併された。さて須波神は、諏訪郡（官幣）諏訪神社に坐す建御名方神（上卷二九一頁）である。水内神 延喜式に、「信濃國水内郡・健御名方命の彦神（彦神は御子神に同じ）」

とある。即ち長野市の諏訪神社である。音博士 職員令に、「音博士二人。掌教音。」とある。書博士 職員令に、「書博士二人。掌教書。」書道の師である。長生地 殺生禁斷の地を云ふ。鎮祭新益京 地名音轉用例に、「新益をニヒキと訓むは、大伯をオホクと訓むに同じ。其例多し。」とある。さて通釋に、「新益京は、天武紀五年の終に「是年、新城に都つくらむとす。」同十一年三月に「新城に遣して其の地形を見せしむ。仍て都つくらむとす。」また持統紀三年九月に、「且た新城を監せしむ。」などあると同一なるべき歟。」と云はれた。さて鎮祭は延喜式に所謂の「新宮地祭式」である。（釋紀に、「新益・音讀。兼方按。藤原宮地也。」とあるは信じ難し。藤原宮）大嘗 凡そ踐祚大嘗は、七月以前に御即位ありし時は、當年に之を行ひ、八月以後の御即位の時は、其の翌年に行はせらるゝ例である。天皇は四年正月の御即位であるから、其年に行はるべきを、去年は避る所があつて、今年執行せられたのであらう。咒禁博士 令に「典藥寮・咒禁博士二人。掌教咒禁生。以咒禁。祓除邪魔之爲厲者」とある。隨其戸口 其家の人數の多寡に隨ふのである。上戸・中戸・下戸 令義解に、「凡戸上中下者。計口多少。隨時量定云々。」とある。即ち人口の多き戸を上戸とし、人數の少き戸を下戸と區別したのである。因みに云、後世に大酒飲を上戸と云ふのは、酒を呑む口數の多き義に取り、下戸は其の口數の少き意に取れるので有らう。四分の一 下戸に賜はる宅地は一町の四分の一で、最も狭いのである。故に後世に、狭い事を「四分の一」と云つた。即ち大鏡に、顯忠大臣の家の事を、「四分の一の家にて、大饗し給へる人なり。」など記されてある。六年春正月丁卯朔庚午。増封皇子高市。二千戸。通前五千戸。癸酉。饗公卿等。仍賜衣裳。戊寅。天皇觀新益東路。壬午。饗公卿以下。至初位以上。癸巳。天皇幸高宮。甲午。天皇至自高宮。二月丁酉朔丁未。詔諸官。曰。當以三月三日。將幸伊勢。宜知此意。備諸衣物。是日賜陰陽博士沙門法藏。

道基。銀人二十兩。乙卯。詔刑部省。赦輕繫。是日。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂。上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢。妨於農時。三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智德。直廣肆紀朝臣弓張等。為留守官。於是中納言三輪朝臣高市麻呂。脫其冠位。擊上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。辛未。天皇不從諫。遂幸伊勢。壬午。賜所過神郡。及伊賀伊勢志摩國造等冠位。并免今年調役。復免供奉騎士。諸司荷丁。造行宮丁。今年調役。大赦天下。但盜賊不在赦例。甲申。賜所過志摩。百姓男女。年八十以上。稻人五十束。乙酉。車駕還宮。每所到行。輒會郡縣吏民。務勞賜作樂。甲午詔。免近江美濃尾張參河遠江等國供奉騎士戶。及諸國荷丁。造行宮丁今年調役。詔令賜天下百姓。困乏窮者。稻男三束。女二束。夏四月丙申朔丁酉。贈大伴宿禰友國直大貳。并賜贖物。庚子。除四畿內百姓為荷丁者。今年調役。甲寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丙辰。賜有位親王以下。至進廣肆。難波大藏。各有差。庚申詔曰。凡繫囚見徒。一皆原散。五月乙丑朔庚午。御阿胡行宮時。進贊者。紀伊國牟婁郡人。阿古志海部河瀨麻呂等。兄弟三戶。復十年調役雜徭。復免挾抄八人。今年調役。辛未。相模國司。獻赤烏鶴二隻。言獲於御浦郡。丙子。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。辛巳。遣大夫謁者。祠名山岳瀆。請雨。甲申。贈文忌寸智德直大壹。并賜贖物。丁亥。遣淨廣肆難波王等。鎮祭藤原宮地。庚寅。遣使者。奉幣于四所伊勢。大倭。住吉。紀伊大神。告以新宮。閏五月乙未朔丁酉。大水。遣使循行郡國稟貸。灾害不能自存者。令得漁採山林池澤。詔

令京師及四畿內。講說金光明經。戊戌。賜沙門觀成。綿三十屯。布五十端。美其所造鉛粉。丁未。伊勢大神奏天皇曰。免伊勢國今年調役。然應輸其二神郡。赤引絲參拾五斤。於來年。當折其代。己酉。詔筑紫大宰率河內王等曰。宜遣沙門於大隅。與阿多。可傳佛教。復上送大唐大使郭務悰。為御近江大津宮。天皇所造阿彌陀像。六月甲子朔壬申。勅郡國長吏。各禱名山岳瀆。甲戌。遣大夫謁者。詣四畿內。請雨。甲申。賜直丁八人官位。美其造大內陵時。動而不懈。癸巳。天皇觀藤原宮地。秋七月甲午朔乙未。大赦天下。但十惡盜賊。不在赦例。是日。賜相模國司布勢朝臣色布智等。御浦郡少領。與獲赤烏者。鹿島臣櫻樟。位及祿。復御浦郡三年調役。庚子。宴公卿。壬寅。幸吉野宮。甲辰。遣使者。祀廣瀨與龍田。辛酉。車駕還宮。是夜。焚惑與歲星。於一步內。乍光乍沒。相近相避四遍。八月癸亥朔乙丑。赦罪。己卯。幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑。遣班田大夫等於四畿內。丙午。神祇官奏上神寶書四卷。鑰九箇。木印一箇。癸丑。伊勢國司獻嘉禾一本。越前國司獻白蛾。戊午詔曰。獲白蛾於角鹿郡浦上之濱。故增封筭飯神。二十戶。通前。冬十月壬戌朔壬申。授山田史御形務廣肆。前為沙門。學問新羅。癸酉。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。十一月辛卯朔戊戌。新羅遣級食朴憶德。金深薩等。進調。賜擬遣新羅使。直廣肆息長真人老。務大貳川內忌寸連等祿。各有差。辛丑。饗祿新羅朴憶德於難波館。十二月辛酉甲戌。賜音博士續守言。薩弘恪。水田人四町。甲申。遣大夫等。奉新羅調於五社。伊勢。住吉。紀伊。大倭。菟名足。

六年(壬辰年)の春正月、丁卯の朔の庚午の日(四)、皇子高市に封を増すこと二千戸。前に通はせて五千戸、癸酉の日(七)、公卿等に饗たまふ。仍りて衣裳を賜へり。戊寅の日(十二)、天皇、新益の京路を觀そなはす。壬午の日(十六)、公卿より以下、初位より以上に至るまでに饗たまふ。癸巳の日(廿七)天皇、高宮に幸す。甲午の日(廿八)、天皇、高宮より至り給ふ。二月、丁酉の朔の丁未の日(十一)、諸官に詔して曰はく「當に三月の三日を以て伊勢に幸さむとす。宜しく此の意を知りて、諸の衣物を備ふ宜し」と。是日、陰陽博士・沙門・法藏・道基に、銀八ごとに二十兩を賜ふ。乙卯の日(十九)刑部省に詔して、輕繫を赦し給ふ。是日、中納言・直大貳の位・三輪朝臣高市麻呂、表を上りて敢て直言して、天皇の伊勢の國に幸さむと欲して、農時を妨げ給ふことを諫め争ふ。三月、丙寅の朔の戊辰の日(三)、淨廣肆の位・廣瀨王、直廣參の位・當麻真人智德、直廣肆の位紀朝臣弓張等を以て留守官と爲たまふ。於是、中納言・三輪朝臣高市麻呂、其の冠位を脱ぎて朝に擊上て、重ねて諫めて曰はく「農作の節、車駕未だ以て動き給ふ可からず」。辛未の日(六)、天皇、諫に従ひ給はずして、遂に伊勢に幸す。壬午の日(十七)、所過す神郡、及び伊賀、伊勢、志摩の國、造等に冠位を賜ひ、并に今年の調役を免さる。復た供奉騎士、諸司の荷丁(廿九)、行宮を造れる丁の今年の調役を免し、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。甲申の日(十九)、所過す志摩の百姓の男・女の、年八十より以上に、稻、人ごとに五十束を賜ふ。乙酉の

日(廿)、車駕、宮に還らせ給ふ。毎所到行に、輒ち郡縣の吏・民を會へて、務に勞へ、賜物ひ樂・作させ給ふ。甲午の日(廿九)、詔して近江、美濃、尾張、參河、遠江等の國より、供奉れる騎士の戸、及び諸國の荷丁(廿九)、行宮を造れる丁の、今年の調役を免し給ひ、詔して天下の百姓の困乏くして窮れる者に、稻、男に三束、女に二束を賜はしむ。夏四月、丙申の朔の丁酉の日(二)、大伴宿禰友國に直大貳の位を贈ひ、并せて賜物を賜ふ。庚子の日(五)、四の畿内の百姓の、荷丁(廿九)と爲れる者の、今年の調役を除き給ふ。甲寅の日(十九)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。丙辰の日(廿一)、位有る親王より以下、進廣肆の位に至るまでに、難波の大藏の銀を賜ふこと各差あり。庚申の日(廿五)、詔して曰はく「凡そ繫囚、見徒、一に皆な原し散(廿五)」。五月、乙丑の朔の庚午の日(六)、阿胡の行宮に御しまし、時に、贊進れる・紀伊國の牟婁郡の人・阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸に、十年の調役、雜徭を復し、復た挾抄・八人に、今年の調役を免し給ふ。辛未の日(七)、相模國司、赤き鳥の雛・二隻を獻りて言さく「御浦郡に獲たり」と。丙子の日(十二)、吉野宮に幸す。庚辰の日(十六)、車駕、宮に還らせ給ふ。辛巳の日(十七)、大夫の調者を遣して、名ある山・岳・瀆に祠(つり)して請雨す。甲申の日(廿)、文忌寸智徳に直大壹の位を贈ひ、并せて賜物を賜ふ。丁亥の日(廿三)、淨廣肆の位・難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮祭らしむ。庚寅の日(廿六)、使者を遣して、幣を四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に

奉らしめ、告すに新しき宮の事を以てす。
 閏の五月、乙未の朔の丁酉の日(三)、大水あり、使を遣はして郡國を循行りて粟貸し、災害ありて
 自存ふこと能はぬ者には、山林池澤に漁し探ることを得せ令め、詔して京師および四の畿内に令ちて
 金光明經を講説しむ。戊戌の日(四)、沙門觀成に絶十五匹、綿三十屯、布五十端を賜ひて、其
 の所造る鉛粉を美め給ふ。丁未の日(十三)、伊勢大神、天皇に奏して曰はく、「伊勢國の今年の調役を
 免し給へ。然れども其の二の神郡より輸す應き赤引絲參拾あまり五斤をば、來年より當に其代に折ぐ
 當し」と。己酉の日(十五)、筑紫大宰率河内王等に詔して曰はく、「宜しく沙門をば大隅と阿多と
 に遣して、佛教を傳ふべし。復、大唐の大使・郭務儂が、近江の天津宮に御(み)し、天皇(智天)の爲に所
 造る阿彌陀の像を送り上れ」。

六月、甲子の朔の壬申の日(九)、郡國の長吏に勅して、各名ある山岳瀆に禱らしむ。甲戌
 の日(十一)、大夫の調者を遣して、四の畿内に詣りて請雨せしむ。甲申の日(廿二)、直丁・八人に官
 位を賜ひて、其の大内院を造りし時に、勤しみて懈らざりしことを美め給ふ。癸巳の日(卅)、天皇、
 藤原の宮地を觀す。
 秋七月、甲午の朔の乙未の日(三)、天下に大赦し給ふ。但し十惡、盜賊は赦例に在らず。
 是日、相模國司・布勢朝臣色布智等、御浦郡の少領(姓名を闕せり)と、赤烏を獲たる者・鹿島臣

櫻樟とに、位および祿を賜ひ、御浦郡の三年の調役を復さる。庚子の日(七)、公卿に宴し給ふ。
 壬寅の日(九)、吉野宮に幸す。甲辰の日(十一)、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀らしめ給ふ。辛酉の日
 (廿八)、車駕宮に還り給ふ。是夜、熒惑(はらふ)と歳星(はじか)と、一步の内に、乍は光り、乍は没れ
 つ、相近づき相避ること四遍。
 八月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、罪を赦し給ふ。己卯の日(十七)、飛鳥皇女の田莊に幸す。即日、
 宮に還らせ給ふ。九月、癸巳の朔の辛丑の日(九)、班田の大夫等を四の畿内に遣はし給ふ。丙午
 の日(十四)、神祇官より神寶の書・四卷、鑰・九箇、木印・一箇を奏上る。癸丑の日(廿一)、伊勢國司より
 嘉禾二本を獻る。越前國司より白蛾を獻る。戊午の日(廿六)、詔して曰はく、「白蛾
 を角鹿郡の浦上之濱に獲たり。故れ封を符飯神に増すこと二十戸、前に通はす」。
 冬十月、壬戌の朔の壬申の日(十二)、山田史・御形に、務廣肆の位を授け給ふ。前に沙門と爲りて、新
 羅に學問へり。癸酉の日(十二)、吉野宮に幸す。庚辰の日(十九)、車駕宮に還り給ふ。
 十一月、辛卯の朔の戊戌の日(八)、新羅より級・廣肆の位・息長真人・老務大貳の位・川内忌寸連等に祿を賜ふこと各差あり。辛
 丑の日(十一)、新羅の朴憶德に、難波館に遷たまひ祿たまふ。十二月、辛酉の朔の甲戌の日(十四)、
 音博士・續守言・薩弘恪に、水田を人ごとに四町を賜ふ。甲申の日(廿四)、大夫等を遣して、新羅の調を、

五 社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足に奉る。

【第四五四講】高宮 大和國南葛城郡・葛城高宮である。中納言 訓は、「中の言奏す官」の義である。三輪朝臣高市麻呂中臣本には大三輪とあり、靈異記には大神に作る。脱其冠位 位を返上し官を辭して以て諫め奉れるので、靈異記に「故中納言從三位大神高市高呂卿者。大后天皇時忠臣也云々」とある。所過神郡 大神宮式に伊勢國度會・多氣・飯野(今、飯)の三郡を神郡と云ふとある。但し此時に所過は、度會・多氣の二郡である。車駕還宮 通釋に、「按ずるに辛未(六)より乙酉(日)に至るまで、纔かに十五日程にして、志摩國をさへ廻りて還らせ給ひしは、いとも速かなる御事なるに就きて思ふに、彼の高市麻呂朝臣が、農作の季節なるを以て切に諫め奉りけむ、其の奏言を思はし召して、斯くは速く還幸なし給へる大御心と覺え奉られたり。さらば高市麻呂が諫も、甲斐なしとは申し難きが如し。」と言はれた。四畿内大和、山城、河内、攝津である。此後、元正天皇の靈龜二年四月に、河内國の大鳥、和泉、日根の三郡を割いて和泉監を置き、天平寶字元年五月、改めて其れを和泉國とせられ、爾來「五畿内」と稱す。阿胡行宮 倭名抄に、「志摩國・英虞郡(今、志)とある。是は三月伊勢行幸の時の行宮である。調者 舒明紀(六頁)に「嚴矛の中取持つ事の如くして奏請人」とある如く此方の言を、彼方に傳達する者を云ふ。鎮祭藤原宮地 舊郡趾要覽に「藤原宮趾。大和國高市郡鴨公村、大字高殿、字宮所字大宮字京殿字南京殿字北京殿字大君字宮口、是れ皆皇居敷地の一局部也。」とある。さて八年に此の宮地に遷り給ひ、文武天皇の慶雲元年十一月に、始めて藤原宮を定められた。大倭 大和國山邊郡朝和村・倭大國魂神社。紀伊大神 紀伊國海草郡西山東村・伊太祁會神社。粟 粟は廩(米倉)に同じ。本義は面の禾である。また貸し與なり、施なり。漢書に、「開倉庫以稟貸」とあつて、惠み施すを云ふ。舊訓は非である。免伊勢國今年調役 此

の文意は、「伊勢國の本年の調役を免除せられ度し。然し度會・多氣の二郡より、毎年に當神宮へ輸すべき赤引糸三十五斤あり。故に來年度より、右の赤引糸三十五斤の内の若干分づゝを折ぎ分けて、其れをば今年分の調役に該當する價格に達るまで上納せむ。」との意である。十惡 隋書刑法志に、「一曰謀反。二曰謀大逆。三曰謀叛。四曰惡逆。五曰不道。六曰大不敬。七曰不孝。八曰不睦。九曰不義。十曰內亂。犯十惡。及故殺殺人。獄成者。雖會赦。猶除名。」とある。白娥 集解に「按ずるに娥は微少の物、獻るべきものに非ず。蓋し鵝を誤れるのみ。」とある通りであらう。鵝は雄略十年紀に、吳より二の鵝を奉れる事が見える。菟名足 延喜式に、「大和國添上郡宇奈多里坐・高御魂神社。」大和志に、在法華寺村。今日楊梅天神とある。

七年春正月辛卯朔壬辰。以淨廣壹。授皇子高市。淨廣貳。授皇子長與。皇子弓削。是日。詔令天下百姓。服黄色衣。奴皂衣。丁酉。饗公卿大夫等。癸卯。賜京師及畿内。有位年八十以上人。衾一領。純二匹。絁二屯。布四端。乙巳。以正廣參。贈百濟王善光。并賜贖物。丙午。賜京師男女年八十以上。及困乏窮者布。各有差。賜船瀬沙門法鏡水田三町。是日。漢人等奏踏歌。二月庚申朔壬戌。新羅遣沙湊金江南。韓奈麻金陽元等。來赴王喪。己巳。詔造京司衣縫王等。收所掘戶。己丑。以流來新羅人牟自毛羅等三十七人。付賜憶德等。三月庚寅朔。日有蝕之。甲午。賜大學博士勤廣貳上村主百濟。食封三十戶。以優儒道。乙未。幸吉野宮。庚子。賜直大貳葛原朝臣大嶋贖物。壬寅。天皇至自吉野宮。乙巳。賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老。勤大貳大伴宿禰子君等。及學問僧辨通。神寂等。純綿布。各

有差。又賜新羅王賻物。丙午。詔令天下勸殖桑紵梨栗蕪菁等草木。以助五穀。夏四月庚申朔丙子。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。又遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛巳。詔內藏寮允大伴男入。坐贓。降位二階。解見任官。典鑰置始多久。與菟野大伴。亦坐贓。降位一階。解見任官。監物巨勢邑治。雖物不入於己。知情令盜之故。降位二階。解見任官。然置始多久。有勳勞於壬申年之役之故赦之。但賊者依律徵納。五月己丑朔。幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。癸卯。設無遮大會於內裏。六月己未朔。詔高麗沙門福嘉。還俗。壬戌。以直廣肆。授引田朝臣廣目。守君蒞田。巨勢朝臣麻呂。葛原朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。秋七月戊子朔甲午。幸吉野宮。己亥。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛丑。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。癸卯。遣大夫謁者。詣諸社祈雨。是日。天皇至自吉野。八月戊午朔。幸藤原宮地。甲戌。幸吉野宮。戊寅。車駕還宮。九月丁亥朔。日有蝕之。辛卯。幸多武嶺。壬辰。車駕還宮。丙申。爲清御原天皇。設無遮大會於內裏。繫囚悉原遣。壬寅。以直廣參。贈蚊屋忌寸木間。并賜賻物。以褒壬申年之役功。冬十月丁巳朔戊午。詔自今年始。於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至直冠。入甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞞一枚。鞍馬。動冠至進冠。人大刀一口。弓一張。矢一具。鞞一枚。如此預備。己卯。始講仁王經於百國。四日而畢。十一月丙戌朔庚寅。幸吉野宮。壬辰。賜耽羅王子佐平等物。各有差。乙未。車駕還宮。己亥。遣沙門法員。善往。眞義等。試飲近江國益須郡醴泉。戊申。以直大肆。授

直廣肆引田朝臣少麻呂。仍賜食封五十戶。十二月丙辰朔丙子。遣陣法博士等。教習諸國。

七年(癸巳年)の春正月、辛卯の朔の壬辰の日(廿)淨廣壹の位を以て皇子高市に授け給ひ、淨貳の位を皇子長と皇子弓削とに授けたまふ。是日、詔して天下の百姓を令て、黄色衣を服せ令む。奴は皂(黒)の衣。丁酉の日(廿七)公卿大夫等に褒し給ふ。癸卯の日(十三)京師および畿内の位有りて年八十より以上の人に、衾一領、綿二匹、綿二屯、布四端を賜ふ。乙巳の日(十五)正廣參の位を以て百濟の王善光に贈ひ、并せて賻物を賜ふ。丙午の日(十六)京師の男・女の、年八十より以上、及び困乏して窮れる者に布を賜ふこと各差あり。船瀬の沙門・法鏡に水田三町を賜ふ。是日・漢人等、踏歌・奏る。

二月庚申の朔の壬戌の日、新羅より沙金江南、韓奈麻・金陽元等を遣はして、來て王の喪を起す。己巳の日(廿)造京司・衣縫王等に詔して、所掘る戸を收む。己丑の日(卅)流來りし新羅人・牟自毛羅等三十七人を以て、憶德等に付け賜ふ。三月、庚寅の朔の日、日有蝕之。甲午の日(五)大學博士・勤廣貳の位・上村主百濟に、食封三十戸を賜ひ、以て儒道を優へ給ふ。乙未の日(六)吉野宮に幸す。庚子の日(廿二)直大貳の位・葛原朝臣・大嶋に賻物を賜ふ。壬寅の日(十三)天皇吉野宮より至らせ給ふ。乙巳の日(十六)新羅に遣さむと擬へる使・直廣肆の位・息長真人老、勤大貳の位・大伴宿禰子君等、及び學問僧・辨通、神叡等に、綿、綿、布を賜ふこと各差あり。又、新羅の王に賻

物を賜ふ。丙午の日(十七)詔して、天下を令て桑・紵・梨・栗・蕪菁等の草木を殖うることを勸め、以て五穀を助け令む。

夏四月、庚申の朔、丙子の日(十七)大夫謁者を遣して、諸社に詣でて雨を祈らしめ、又使者を遣はして廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛巳の日(廿二)詔して内藏寮の允・大伴男人、賊(つみ)に坐りて、位・二階を降し、見任官を解かる。典論(つみ)置始多久と、菟野大伴と、亦た賊に坐せられ、位一階を降して見任官を解かる。監・物・巨勢邑治は、物を己に入れずと雖も、情を知りて盗ま令めたり。故れ位・二階を降して見任官を解かる。然れども置始多久は、壬申年の役に勤勞あり。之故に赦之。但し、賊は律の依に徴納む。

五月、己丑の朔の日、吉野宮に幸す。乙未の日(七)天皇、吉野宮より至り給ふ。癸卯の日(十五)無遮大會を内裏に設け給ふ。六月、己未の朔の日、高麗の沙門福嘉に詔して俗に還す。壬戌の日(四)直廣肆の位を以て、引田朝臣廣目、守君苅田、巨勢朝臣麻呂、葛原朝臣麻呂、巨勢朝臣多益須、丹比真人池守、紀朝臣麻呂の七人に授け給ふ。

秋七月、戊子の朔の甲午の日、吉野宮に幸す。己亥の日(十二)使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛丑の日(十四)大夫謁者を遣して、諸社に詣でて祈雨せしむ。癸卯の日(十六)大夫謁者を遣して、諸社に詣でて雨を請はしむ。是日、天皇、吉野より至り給ふ。八月の戊午の朔の日、藤原宮地に幸す。戊寅の日(廿二)車駕、宮に還らせ給ふ。

日に、藤原宮地に幸す。戊寅の日(廿二)車駕、宮に還らせ給ふ。

九月の丁亥の朔の日、日蝕ゆること有り、辛卯の日(五)多武嶺に幸す。壬辰の日(六)車駕、宮に還らせ給ふ。丙申の日(十)清見原天皇(武)の爲に無遮大會を内裏に設け給ひ、繫囚を悉に原し遣る。壬寅の日(十六)直廣參の位を以て、蚊屋忌寸木間に贈ひ、并せて賻物を賜ひて、以て壬申年の役の功を褒めたまふ。

冬十月、丁巳の朔の戊午の日(三)詔し給はく「今年より始めて、親王より下つた進位に至るまでに、儲くる所の兵を觀はさむ。淨冠より直冠に至るまでは、人ごとに甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞍一枚、鞍馬、動冠より進冠に至るまでは、人ごとに大刀一口、弓一張、矢一具、鞍一枚、如此く預め備へよ」。己卯の日(廿三)始めて仁王經を百國に講かしむ。四日にして畢れり。十一月、丙戌の朔の庚寅の日(五)吉野宮に幸す。壬辰の日(七)耽羅の王子、佐平等に物を賜ふこと各差あり。乙未の日(十)車駕、宮に還らせ給ふ。己亥の日(十四)沙門法員、善往、眞義等を遣はして、試に近江國の益須郡の醴泉を飲ましめ給ふ。戊申の日(廿三)直大肆の位を以て、直廣肆の位、引田朝臣少麻呂に授け、并て食封五十戸を賜ふ。十二月、丙子の日(廿二)陣法博士等を遣て、諸國に教習は遣め給ふ。

【第四五講】踏歌 舞樂舊記に、「震走は、素と漢人の舞踏なり。先づ右足を颯と出して踵を踏立て、一拍子に杵先を

下して踏定め、左足を右の如くして踏み進む。その足取り還城樂の如し。立舞ふ狀、霞のたばしるに似たり。」とある。此の漢人の舞踏が、後に吾國の朝儀……公事根源に所謂る正月十五日の男踏歌、十六日の女踏歌……となつたのであらう。釋紀私記には、「今俗云阿良禮走。師說。此歌曲之終。必重稱萬年阿良禮。今改云萬歲樂。是古語之遺也。」とある。絆本草に、葉は紫蘇の形に似て青く大也。一根より莖多生す。長じたるを刈りて皮を取り、苧とし、布とす云々。」とある。内藏寮。職員令に、「掌金銀・珠玉・寶器・錦綾・氎褥・諸蕃貢獻奇瑋之物・年料供進御服・及別勅用物事。」とある。典・鑰。職員令に、「中務省。大監物二人。掌監察出納。請進管鑰。」とある。監物。閉鎖具の司の義（鑰は閉鎖す具なるを以て云ふ）。典・鑰の役人である。無遮大會。先帝の爲に大法會を行はせ給へるので、萬葉二に、「清御原天皇崩之後。八年（朱鳥の八年）九月。御齋會之夜。夢裡習賜御歌一首。」とあるのは此時の事である。醴泉。倭名鈔・飲食部に、「醴。和名。古佐介。」白虎通に、「醴泉者。狀如醴酒。可_レ以養老。」漢書師古注に、「醴泉瑞水。味甘如醴。」とあり。また續日本紀、元正紀・靈龜三年九月の條に、「天皇到美濃國。覽當耆郡多度山美泉云々。自鹽手面。皮膚如滑。亦洗痛處。無不除愈。在朕之躬。其有_レ其驗云々。寔惟美泉。即合大瑞。朕雖庸虛。何遠天貺。可_レ太救天下。改靈龜三年。爲養老元年。」とある。即ち美濃の養老泉も所謂る醴泉で、眞の酒では無いのである。茲に或人曰く、「頃者、養老の故事を兒童に教ふるは、酒に淫ることを諷ふるもの也。教材たらしむ可からずと爲す。是れ眞の養老の故事を辨へざる妄言なり。併も是等の言を爲す人、彼の浦島の物語に至りては、兒童に歌はしめて顧る所なし。水江の浦島子、其の釣り獲たる龜の美女に化れるに感りて、以て婦と爲し、相逐ひて海宮に游べりし事（雄略紀廿二年）、是れ其の眞の傳説なることを知らざる也。」

と云へるのは然ることである。

八年春正月乙酉朔丙戌。以正廣肆。授直大壹布勢朝臣御主人。與大伴宿禰御行。增封人二百戶。通前五百戶。並爲_レ氏上。辛卯。饗公卿等。己亥。進御新。庚子。饗百官人等。辛丑。漢人奏踏歌。五位以上射。壬寅。六位以下射。四日而畢。癸卯。唐人奏踏歌。乙巳。幸藤原宮。即日還宮。丁未。以務廣肆等位。授大唐七人。與肅慎二人。戊申。幸吉野宮。三月甲申朔。日有蝕之。乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等。拜鑄錢司。甲午詔曰。凡以無位人。任郡司者。以進廣貳。授大領。以進大參。授小領。己亥詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江國益須郡都賀山。諸疾病停宿益須寺。而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡今年調役雜徭。國司頭至目。進位一階。賜其初驗醴泉者。葛野羽衝。百濟士羅々女。人施二匹。布十端。鐵十口。乙巳。奉幣於諸社。丙午。賜神祇官頭至祝部等。一百六十四人施布。各有差。夏四月甲寅朔戊午。以淨大肆。賜筑紫大宰率河內王。并賜_レ賻物。庚申。幸吉野宮。丙寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丁卯。天皇至自吉野宮。庚午。賜律師道光賻物。五月癸未朔戊子。饗公卿大夫於內裏。癸巳。以金光明經一百部。送置諸國。必取_レ每年正月上玄讀之。其布施。以當國官物充之。六月癸丑朔庚申。河內國更荒郡。獻白山鷄。仍賜_レ更荒郡大領小領位人一級。并賜_レ物。以進廣貳。賜_レ獲者刑部造韓國。并賜_レ物。秋七月癸未朔丙戌。遣巡察使於諸國。丁酉。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。八月壬子朔

戊辰。爲三皇女飛鳥。度三沙門一百四口。九月壬午朔。日有蝕之。乙酉。幸吉野宮。癸卯。以三淨廣肆三野王。拜三筑紫大宰率。冬十月辛亥朔庚午。以三進大肆。賜獲三白蝙蝠。者。飛驒國荒城郡弟國部弟日。并賜三純四匹。綿四屯。布十端。其戶課役。限身悉免。十一月辛巳朔丙午。赦三殊死以下。十二月庚戌朔乙卯。遷三居藤原宮。戊午。百官拜朝。己未。賜親王以下。至三郡司等。純緜布。各有差。辛酉。宴三公卿大夫。

八年(一三五四)の春正月、乙酉の朔の丙戌の日(三)、正廣肆の位を以て、直大壹の位・布勢朝臣御主人と、大伴宿禰・御行とに授け給ひ、封を増し給ふこと人ごとに二百戸、前に通はせて五百戸、並に氏・上と爲たまふ。辛卯の日(七)、公卿等に饗たまふ。己亥の日(十五)、御薪を進る。庚子の日(十六)、百官の人等に饗たまふ。辛丑の日(十七)、漢人・踏歌・奏る。五位より以上・射す。壬寅の日(十八)、六位より以下・射す。四日にして畢れり。癸卯の日(十九)、唐人・奏二踏歌。乙巳の日(廿一)藤原宮に幸して即日宮に還り給ふ。丁未の日(廿三)、務廣肆等の位を以て、大唐・七人と肅・慎・二人とに授け給ふ。戊申の日(廿四)、吉野宮に幸す。

三月の甲申の朔の日、日蝕ること有り。乙酉の日(三)、直廣肆の位・大宅朝臣麻呂、勳大貳の位・臺忌寸八島、黃書連・本實等をば鑄錢司(三ツツ)に拜す。甲午の日(十二)、詔して曰はく「凡そ無位人を以て郡・司に任くるには、進廣貳の位を以て大・領に授け、進大參の位を以て小・領に授け

む。己亥の日(十六)、詔して曰はく「粵に七年・歲次・癸巳の年を以て、醴泉、近江國の益須の郡の都賀山に湧けり。諸の疾病ども益須寺に停宿りて、療差者・衆し。故れ水田四町、布六十端を入け、益須郡の今年の調役、雜の係を原し除め、國・司・頭より目に至るまでに、位一階を進め、其の初て醴泉を驗めし者・葛野羽衝、百濟土羅々女に、人ごとに純・二匹、布十端、鐵十口を賜ふ。乙巳の日(廿二)幣を諸社に奉る。丙午の日(廿三)、神祇官の頭より祝部等に至るまで、一百六十四人に、純、布を賜ふこと各差あり。

夏四月、甲寅の朔の戊午の日(五)、淨大肆の位を以て、筑紫大宰率、河内王に贈ひ、并せて賻物を賜ふ。庚申の日(七)、吉野宮に幸す。丙寅の日(十三)、使者を遣して、廣瀬大忌神と、龍田風神とを祀らしむ。丁卯の日(十四)、天皇、吉野宮より至り給ふ。庚午の日(十七)、律師・道光に賻物を賜ふ。五月、癸未の朔の戊子の日(六)、公卿大夫に内裏に饗たまふ。癸巳の日(十二)、金光明經・一百部を以て、諸國に送置きて、必ず年毎の五月の上、玄に取りて之を讀め、其の布施は、當國の官物を以て充之とのたまふ。

六月、癸丑の朔の庚申の日(八)、河内國の更荒郡より白山鷄を獻る。仍て更荒郡の大領、小領に、位をば人ごとに一級を賜ひ、并せて進廣貳の位を以て、獲へたる者・刑部造・韓國に賜ひ、并せて物賜ふ。秋七月、癸未の朔の丙戌の日(四)、巡察使を諸國に遣はし給ふ。丁酉の日(十五)、使者

を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。八月、壬子の朔、辰の日(十七)、皇女飛鳥の爲に沙門六百四口を度せしむ。九月、壬午の朔、日、日蝕すること有り。乙酉の日(四)、吉野宮に幸す。癸卯の日(廿二)、淨廣肆の位、三野王を以て、筑紫大宰率に拜し給ふ。冬十月、辛亥の朔、午の日(廿)、進大肆の位を以て、白き蝙蝠を獲たる者、飛驒國の荒城郡・弟國部弟日に賜ひ、并せて純四匹・綿四屯・布十端を賜はり、其の戸の課役は、身を限りて悉に免し給ふ。十一月、辛巳の朔、丙午の日(廿六)、殊死より以下を赦し給ふ。十二月、庚戌の朔、乙卯の日(六)、藤原宮に遷居す。戊午の日(九)、百官朝拜す。己未の日(十)、親王より以下・郡司等に至るまで、純、綿、布を賜ふこと各差あり。辛酉の日(十二)、公卿大夫に宴したまふ。

【第四五六講】布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行 共に大納言である。唐人奏踏歌 通證に、「今按。前言漢人。指漢時人也。此爲應神前後化來。此言唐人。指唐時人也。此爲推古以後化來。」とある。丁卯、天皇至自吉野宮。流布本に、丁卯を丁亥に誤る(是月、丁亥)今、集解本に據る。(伴信友氏が、「按丁亥癸亥誤。當二十日。吉野之幸。例四日而歸。」と云へるのは、荒唐無稽の言である。) 金光明經 最勝王經に同じ。上 玄 玄は弦の省文である。和名抄に「弦和名・由美八利。弦月若張弓弦也。每月初八日。爲上玄。」とある。皇女飛鳥 持統天皇の御妹である。蝙蝠 皮張りの轉。其翼の皮を張れる如くなるを以て名とす。遷居藤原宮 四年紀に、「高市皇子。觀藤原宮地。」とあり、六年に宮地の鎮祭を行はれ、今年遷居し給へるのである。尙ほ第四五四講を参照すべきである。

九年春正月庚辰朔甲申。以淨廣貳。授皇子舍人。丙戌。饗公卿大夫於內裏。甲午。進御薪。乙未。饗百官人等。丙申射。四日而畢。閏二月己卯朔丙戌。幸吉野宮。癸巳。車駕還宮。三月戊申朔己酉。新羅遣王子金良琳。補命薩食朴強國等。及韓奈麻金周漢。金忠仙等。奏請國政。且進調獻物。己未。幸吉野宮。壬戌。天皇至自吉野。庚午。遣務廣貳文忌寸博勢。進廣參下譯語諸田等於多禰。求饗所居。夏四月戊寅朔丙戌。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。甲午。以直廣參。贈賀茂朝臣蝦夷。并賜贈物。本位。動。以直大肆。贈文忌寸赤麻呂。并賜贈物。本位。大。五月丁未朔己未。饗大隅軍人。丁卯。觀隼人相撲於西槻下。六月丁丑朔己卯。遣大夫謁者。詣京師及四畿內諸社。請雨。壬辰。賞賜諸臣年八十以上。及痼疾。各有差。甲午。幸吉野宮。壬寅。至自吉野。秋七月丙午朔戊辰。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。辛未。賜擬遣新羅使。直廣肆小野朝臣毛野。務大貳伊吉連博德等物。各有差。八月丙子朔己亥。幸吉野宮。九月乙巳朔。至自吉野。戊申。原放行獄徒繫。庚戌。小野朝臣毛野等。發向新羅。冬十月乙亥朔乙酉。幸菟田吉隱。丙戌。至自吉隱。十二月甲戌朔戊寅。幸吉野宮。丙戌。至自吉野。賜淨大肆泊瀬王贈物。十年春正月甲辰朔庚戌。饗公卿大夫。甲寅。以直大肆。授百羅王南典。戊午。進御薪。己未。饗公卿百寮人等。辛酉。公卿百寮。射於南門。二月癸酉朔乙亥。幸吉野宮。乙酉。至自吉野。三月癸卯朔乙巳。幸二槻宮。甲寅。賜越度島蝦夷。伊奈理武志。與肅慎志良宇叡草。錦袍袴。緋紺施。斧等。夏

四月壬申朔辛巳。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。戊戌。以追大貳。授伊豫國風速郡物部藥。與肥後國皮石郡壬諸石。并賜人純四匹。絲十鈞。布二十端。楸二十口。稻一千束。水田四町。復三戸調役。以慰久苦唐地。己亥。幸吉野宮。五月壬寅朔甲辰。詔大錦上秦造綱手。賜姓爲三忌寸。乙巳。至自吉野。己酉。以直廣肆。授尾張宿禰大隅。并賜水田四十町。甲寅。以直廣肆。贈大狛連百枝。并賜三賻物。六月辛未朔戊子。幸吉野宮。丙申。至自吉野。秋七月辛丑朔。日有蝕之。壬寅。赦罪人。戊申。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。庚戌。後皇子尊薨。八月庚午朔甲午。以直廣壹。授多品品治。并賜物。褒美元從之功。與堅守關事。九月庚子朔甲寅。以直大壹。贈若櫻部朝臣五百瀨。并賜賻物。以顯三元從之功。冬十月己巳朔乙酉。賜右大臣丹比真人與杖。以哀致事。庚寅。假賜正廣參位右大臣丹比真人。資人一百二十人。正廣肆大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。並八十人。直廣壹石上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。並五十人。十一月己亥戊申。賜大官大寺沙門弁通。食封三十戶。十二月己巳朔。勅旨講讀金光明經。每年十二月晦日。度淨行者一十人。

九年(乙未年)の春正月、庚辰の朔の甲申の日(五)、淨廣貳の位を以て、皇子舍人に授け給ふ。丙戌の日(七)、公卿大夫に内裏に饗し給ふ。甲午の日(十五)、御薪進る。乙未の日(十六)、百官の人等に饗たまふ。丙申の日(十七)、射す。四日にして畢れり。閏二月、己卯の朔の丙戌の日(八)、吉野宮に幸す。癸巳の日(十五)、車駕宮に還らせ給ふ。三月、戊申の朔の己酉の日(三)

新羅より王子・金良琳・補命・薩食・朴強國等、及び韓奈麻・金周漢、金忠仙等を遣はして、國政を奏請し、且つ調進り、物獻る。己未の日(十二)、吉野宮に幸す。壬戌の日(十五)、天皇、吉野より至らせ給ふ。庚午の日(廿三)、務廣貳の位・文忌寸博勢、進廣參の位・下譯語諸田等を多禰に遣はして、蠻の所居を求めしむ。

夏四月、戊寅の朔の丙戌の日(九)、使者を遣して、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。甲午の日(十七)、直廣參の位を以て、賀茂朝臣蝦夷に贈ひ、併せて賻物を賜ふ(本位は勳大壹)。直大肆を以て文忌寸赤麻呂に贈たまひ、併せて賻物を賜ふ(本位は大山中)。五月の丁未の朔の己未の日(十三)、大隅隼人に饗たまふ。丁卯の日(廿一)、隼人の相撲(すまひ)を西槻下(にしきの)に觀そなはす。六月、丁丑の朔の己卯の日(三)、大夫謁者を遣して、京師および四畿内の諸社に詣でて請雨せしむ。壬辰の日(十六)、諸臣の年八十より以上、および痲疾に賞賜ふこと各差あり。甲午の日(十八)、吉野宮に幸す。壬寅の日(廿六)、吉野より至り給ふ。

秋七月、丙午の朔の戊辰の日(廿三)、使者を遣はして、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛未の日(廿六)、新羅に遣さむと擬ふる使・直廣肆の位・小野朝臣毛野、務大貳の位・伊吉連博德等に物を賜ふこと各差あり。八月、丙子の朔の己亥の日(廿四)、吉野宮に幸す。九月、乙巳の朔の日、吉野より至り給ふ。戊申の日(四)、行獄徒繫を原放し給ふ。庚戌の日(六)、小野朝臣毛野等、新羅に發向す。十月

乙亥の朔の乙酉の日(十一)、菟田吉隱に幸す。丙戌の日(十二)、吉隱より至らせ給ふ。十二月甲戌の朔の戊寅の日(五)、吉野宮に幸す。丙戌の日(十三)、吉野より至らせ給ふ。淨大肆の位、泊瀬王に賜物を賜ふ。

十年(丙申年)の春正月、甲辰の朔の庚戌の日(七)、公卿大夫に饗たまふ。甲寅の日(十二)、直大肆の位を以て、百羅の王・南典に授け給ふ。戊午の日(十五)、御新進る。己未の日(十六)、公卿・百寮の人等に饗たまふ。辛酉の日(十八)、公卿・百寮・南門に射す。二月、癸酉の朔の乙亥の日(三)、吉野宮に幸す。乙酉の日(十二)、吉野より至らせ給ふ。三月、癸卯の朔の乙巳の日(三)、二槻宮に幸す。甲寅の日(十二)、越の渡島の蝦夷・伊奈理武志と肅慎の志良字叡草とに、錦の袍袴、緋紺の繩、斧等を賜ふ。

夏四月、壬申の朔の辛巳の日(十)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。戊戌の日(廿七)、追大貳の位を以て、伊豫國の風速郡の物部薬と、肥後國の皮石郡の壬生諸石とに授け給ひ、并せて人ごとに緇四匹、絲十絢、布二十端、鐵二十口、稻一千束、水田四町を賜ひ、戸の調役を復し、以て久しく唐地に苦みし事を慰め給ふ。己亥の日(廿八)、吉野宮に幸す。五月、壬寅の朔の甲辰の日(三)、大錦上・秦造綱手に、姓を贈ひて忌寸と爲たまふ。乙巳の日(四)、吉野より至らせ給ふ。己酉の日(八)、直廣肆の位を以て、尾張宿禰大隅に授け給ひ、并びに水田四十町を賜ふ。甲寅の日

(十三)、直廣肆の位を以て、大狛連・百枝に贈ひ、并せて賜物を賜ふ。六月、辛未の朔の戊子の日(十八)、吉野宮に幸す。丙申の日(廿六)、吉野より至らせ給ふ。

秋七月、辛丑の朔の日、日蝕ゆること有り。壬寅の日(二)、罪人を赦し給ふ。戊申の日(八)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。庚戌の日(十)、後皇子尊薨せ給ふ。

八月、庚午の朔の甲午の日(廿五)、直廣壹の位を以て、多臣品治に授け給ひ、并せて物を賜へり。元より従ひ奉りし功と、堅く關を守れる事とを褒美てなり。九月、庚子の朔の甲寅の日(十五)、直大壹の位を以て、若櫻部朝臣五百瀬に贈ひ、并せて賜物を賜ひ、以て元より従ひ奉りし功を顯し給ふ。冬十月、己巳の朔の乙酉の日(十七)、右大臣丹比真人に、輿と杖とを賜ひ、以て致事を哀れみ給ふ。庚寅の日(廿二)、正廣參の位・右大臣・丹比真人に、資人一百あまり二十人、正廣肆の位・大納言・阿倍朝臣御主人、大伴宿禰御行には、並びに八十人、直廣壹の位・石上朝臣麻呂、直廣貳の位・藤原朝臣不比等には、並びに五十人を假し賜はれり。十一月、己亥の朔の戊申の日(十)、大官大寺の沙門・辨通に、食封三十戸を賜ふ。十二月、己巳の日の朔、勅旨して金光明經を讀講かしめ、毎年の十二月の晦日に、淨行者十人を度せしめ給ふ。

【第四五七講】九年 皇年代略記に、是の九年を大化元年と記し、『大化元年(乙未)。去三月癸巳。近江國都賀山・醴泉出爲瑞敷。』とある。然る事もあつたので有らうが、孝德天皇の大化と紛れるので、後に廢されたのであらう。西撰下天

武紀に、飛鳥寺の西槻下とある(持統紀二十年)。大隅隼人 流布本に、隼人大隅に誤る。今、校本に據る。小野朝臣毛野小野妹子の孫。小野毛人の子である。菟田吉隱 大和國磯城郡の吉隱の郷である。此地、古へは宇陀郡に屬してゐたのである。皮石郡 和名抄に「肥後國・合志郡(加波志)」とある。今は菊池郡に屬す。後皇子尊 私記に「高市皇子也」とある。後とは、先に薨じ給ひし草壁皇子(三年三)に對し申せるのである。輿杖 輿に乘りて宮門を出入する事、並びに宮中に於て杖を衝く事を聽し給へるのである。致事 致事は、禮内則。七十致事。事與仕通とある。訓は、「老いて退る事」の義で、仕を退くべき老齡になれるを云ふ。

十一年春正月戊戌朔甲辰。饗公卿大夫等。戊申。賜天下鰥寡孤獨篤癯。貧不能自存者稻。各有差。癸丑。饗公卿百寮。二月丁卯朔甲午。以直廣壹當麻真人國見。爲東宮大傅。直廣參路真人跡見。爲春宮大夫。直大肆巨勢朝臣粟持爲亮。三月丁酉朔甲辰。設無遮大會於春宮。夏四月丙寅朔己巳。授滿選者。淨位至直位。各有差。壬申。幸吉野宮。己卯。遣使者。祀廣瀨與龍田。是日。至自吉野。五月丙申朔癸卯。遣大夫謁者。詣諸社請雨。六月丙寅朔丁卯。赦罪人。辛未。詔讀經於京畿諸寺。辛巳。遣五位以下。掃灑京寺。甲申。班幣於神祇。辛巳。公卿百寮。始造爲天皇病。所願佛像。癸卯。遣大夫謁者。詣諸社請雨。秋七月乙未朔辛丑。夜半常赦錮盜賊。一百九人。仍賜布人四常。但外國者。稻人二十束。丙午。遣使者。祀廣瀨與龍田。癸亥。公卿百寮。設開佛眼會於藥師寺。八月乙丑朔。天皇定策禁中。禪天皇位於皇太子。

十一年(丁酉年)の春正月、戊戌の朔の甲辰の日(七)、公卿大夫等に饗たまふ。戊申の日(十一)、天下の鰥・寡・孤・獨・篤・癯、貧しくて自存不能はざる者に稻を賜ふこと各差あり。癸丑の日(十六)、公卿・百寮に饗たまふ。二月、丁卯の日の朔の甲午の日(廿八)、直廣壹の位當麻真人國見を以て、東宮大傅と爲し、直廣參の位・路真人跡見を以て、春宮大夫と爲し、直大肆の位・巨勢朝臣粟持を以て亮と爲たまふ。

三月、丁酉の朔の甲辰(八)、無遮大會を春宮に設け給ふ。夏四月、丙寅の朔の己巳(四)滿選者に、淨位より直位に至るまでに授け給ふこと各差あり。壬申(七)吉野宮に幸す。己卯(十四)使者を遣して、廣瀨と龍田とを祀らしむ。是日、吉野より至らせ給ふ。五月、丙申の朔の癸卯(八)大夫の謁者を遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。六月、丙寅の朔の丁卯の日(三)罪人を赦し給ふ。辛未の日(六)詔して、經を京畿の諸寺に讀ましめ給ふ。辛巳(十六)五位より以下を遣はして、京の寺を掃灑めしむ。甲申の日(十九)幣を神祇に班ち遣し給ふ。辛卯(廿六)公卿・百寮、始めて天皇の病の爲に、所願る佛像を造りまつる。癸巳(廿八)大夫の謁者を遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。

秋七月、乙未の朔の辛丑の日(七)夜半に、盜賊を錮く一百あまり九人を常赦す。仍りて布を賜ふこと人ごとに四常。但し外國の者には、稻人ごとに二十束。丙午の日(十二)使者を遣して、廣瀨と龍

田とを祀らしめ給ふ。癸亥(廿九)公卿百寮、佛眼を開しまつる會を、藥師寺に設く。八月、乙丑の朔、天皇、策を禁中に定めまして、皇太子に禪天皇位たまふ。

【第四五八講】 十一年 釋紀私記に「文武天皇・少名珂瑠皇子。天武天皇皇子・草壁皇子尊之子也。持統天皇十一年。春二月丁卯朔壬午(叶六)立爲皇太子」とある。東宮大傳 東宮職員令に「傳一人。掌以道德輔導東宮」とある。春宮大夫。東宮職員令に「春宮坊・大夫一人。掌吐納啓令。宮人名帳・考叙宿直事」とあり、職原抄に「東宮・春官は是れ一也。然れども傳・學士は此を東宮官と爲す。大夫以下は坊官と爲す。古來如斯」とある。是れ東宮と春宮との差別である。癸巳 流布本に、巳を卯に誤る。今、校本に據て正した。常救鑷盜賊一百九人。此文、流布本には、「救常鑷盜賊一百九人。(常の字にヒタと傍訓せるは、常陸など云)」とあつて、字も訓めず譯も解らないので、古來の學者は、恰も蜂の巢を突撞いた如く、喧々囂々と論じてゐるが、要するに一も首肯に値するもの無く、昭和の今日に至るまで、未だ正釋を見ないのである。是と云ふも彼の流布本は、常救を常と顛倒してゐる事(江家古本には、正しく常救とあり)と、今一つは、鑷の字を、鑷に誤れる事(是は無理ならぬ誤寫なること、下に説く。)とを、誰人も検討せざりしが故である。元來、鑷など云ふ字は、世の中に無い字であるから、誤寫なる事は論を俟たない。今按ずるに、鑷字の傍の「屬」の字は、草字彙に據ると「多」と崩すので、轉寫の際に、是を「嬰」の字の草書の「多」と誤り、金偏に屬の字を書くべきを、嬰と書いて了つたのである。さて鑷は除と同じ。漢書に「鑷禍」など用ゐて、鉅除る事に云ふ。即ち此文は「盜賊を鑷く一百あり九人を常救す」と讀むのが正しいのである。なほ常救の事は第四五二講に註した。開佛眼會 新造の佛像を開眼す

る法會である。藥師寺 第四四二講に出づ。禪天皇位於皇太子。皇太子は、即ち此講の始に註した文武天皇である。さて持統天皇は此時讓位し給ひて後六年、御年五十八歳にして崩れました。即ち續日本紀に「大寶二年十二月癸巳朔。乙巳(叶三)太上天皇不豫。甲寅(叶)崩。三年冬十二月癸酉。諡曰大倭根子天之廣野日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。壬午。合葬於大内山陵。(大内陵は、四百五十講に出づ)」とある。

日本書紀 卷第三十 終
日本書紀新講 下卷 終

後蓬室集の中より

飯田季治

花下言志 花かげに疎行く駒を繋ぎ置きて永久に眺めむ幻術もがな
 風前落花 をしと思ふ境は越えて一あらし見る目もあやに散る櫻かな
 浮草花 さそふ水潤れし野川の石のうへに咲けるもあはれ浮草の花
 夕立風 仰ふだちは石山寺をかぎりにて風のみ渡る瀬田の長橋
 初秋落葉 風の音は聞別かれども秋來ぬと分明に見えて散る一葉かな
 霧中山 おほ空に描ける墨繪のこちして霧に滲める遠の松山
 紅葉殘楢 三つ五つ梢に残るもみぢ葉は散り果てしより淋しかりけり
 淡雪 音もせず積りもあへぬ淡雪の世にふる甲斐も無き我身かな
 山家曉 遠ざとの鷓の鳴く音もほのかにて寢覺しづけき山の下庵
 松上鶴 あふぎ見て人みな鳴をしづめけり高嶺の松の鶴のひとこみ

昭和十三年五月一日印刷
昭和十三年五月五日發行

日本書紀新講 下卷
定價金三圓九十錢也

不許複製



著者 飯田季治
 發行所 東京市豊島區巢鴨五丁目千八百六番地
 印刷者 矢島勇三郎
 印刷所 東京市豊島區巢鴨五丁目千八百六番地
 印刷所 矢島印刷所

發行所

東京市豊島區
中里町三三六番地

圖書出版

明

文

社

電話駒込一七〇四番
振替東京九九二六九番



終

